

**ポスト・ブレグジットの英国
歴史的転換期における国際貿易政策の行方**

2020年3月

**日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 欧州ロシア CIS 課
ロンドン事務所**

英国は2020年1月31日にEUを離脱し、2020年12月31日までの移行期間に入った。今後は、自由貿易協定（FTA）を含む英国とEU間の移行期間後の将来関係の交渉が焦点となる。

本レポートでは、EU離脱後（ポスト・ブレグジット）の英国の通商政策に焦点を当て、今後の対EU、対米含むFTA交渉の焦点や課題について紹介する。

なお、本レポートは、Komatsu Research & Advisory (KRA) に委託してとりまとめたものである。KRAでは、小松啓一郎代表の監修の下、森田イエガー未奈子調査部長が調査・執筆した。

【免責条項】 本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

目次

1. はじめに	1
2. 英国のポスト・ブレグジット国際貿易政策 ー交渉の焦点	3
(1) 保守党政権の野心的目標	3
(2) EU との経済関係を巡る交渉での主要対立事項	8
(3) 英国の EU 域外国との貿易交渉 ー5 つのオプション	16
3. ポスト・ブレグジットの国際貿易政策を巡る英国内の 3 つのチャレンジ	25
(1) ポスト・ブレグジットの英国・EU 間の貿易の減少を EU 域外国との自由貿易協定 (FTA) で補えるか	25
(2) EU の制度・規制から乖離してどこに向かおうとしているのか	39
(3) 貿易政策ガバナンスの構築 ー市民社会の懸念にどのように応えるのか	41
4. 日本企業の欧州事業展開への影響と課題	44
5. おわりに (まとめ)	47

参考文献

図表リスト

- 図 1 EU・カナダ FTA と WTO における EU の市場アクセス約束の比較
- 図 2 英・EU 経済パートナーシップ包括分野（欧州委員会提案）
- 図 3 英国と主要 EU 加盟国の企業税率の比較
- 図 4 英国のモノの貿易総額に占めるロールオーバー合意国と非合意国の貿易の割合
- 図 5 英国系中小企業が FTA 地域ごとに見た市場の重要性
- 図 6 英国のモノとサービスの貿易、2018 年
- 図 7 英国のモノとサービスの貿易、地域別比率 2018 年
- 図 8 英国の国別輸出先
- 図 9 英国の国別輸入元
- 図 10 英国輸出トップ 5（サービス、モノ）
- 図 11 英国輸入トップ 5（サービス、モノ）
- 図 12 英国への FDI のトレンド 2003-2017
- 図 13 経済政策の不確実性 ヨーロッパと英国の比較
- 図 14 世界の実質関税率（単純平均, %）の変化（1988-2017）
- 図 15 EEA 域内サービス貿易障壁インデックスの平均、最小値、最大値（セクター別）2018 年
- 図 16 WTO サービス協定における約束と FTA における約束（サービスの越境取引、投資）の比較

- 表 1 英国 モノの貿易 2013—2015
- 表 2 シナリオ別に見る英・EU 間の貿易量の変化
- 表 3 英国 5 つのオプション
- 表 4 英国とロールオーバー（継続的協定）に合意した 20 国・経済圏（時系列）
- 表 5 英国とロールオーバーの協定を締結していない国が英国の貿易に占める割合
- 表 6 EU と FTA を締結した場合の英国から EU への輸出の減少予測
- 表 7 EU 離脱が一人当たり国民所得に及ぼす影響（動的影響を除く）
- 表 8 R&D の投下度ごとに見る EU 離脱が及ぼす英国内生産への影響
- 表 9 英国地域、セクター別に見るサービス輸出における EU の占有率
- 表 10 英国の主要輸出国の実質関税率（単純平均） 2017 年
- 表 11 EU の FTA における最恵国待遇条項

1. はじめに

世界的に保護貿易主義が台頭しつつあるとの声も聞かれる中、国際政治経済秩序が不安定化している今日では、その国際市場における収益比率が年々増している日本企業としても、これまでになく各国の国際貿易政策に注視しつつ国際事業戦略を立てていく必要性に迫られている。英国の EU 離脱 (Brexit=「British」と「exit」の混成造語) については、二大政党である保守党、労働党の双方とも内部の意見調整が難航し、保守党内にも EU 残留派が存在する一方、労働党内にも離脱派が存在してきた。しかし、2019 年 12 月に行われた下院総選挙における離脱派主導下の保守党の圧勝により、EU 離脱への手順が最終的に確定し、2020 年 1 月 31 日に英国が EU を離脱し、ブレグジット (Brexit) の第一フェーズが幕を閉じた。しかしながら、EU との貿易交渉を含む将来関係 (future relations) に関する交渉ならびに第三国との貿易交渉はこれから本格化する。ブレグジットに関わる国内外の交渉ならびに意見調整はむしろ今後が正念場と言えよう。

現在のところ、ボリス・ジョンソン (Boris Johnson) 新政権は 2020 年末までの EU との移行期間 (EU には属さないものの欧州関税同盟と EU 単一市場の枠組みが継続) の延長を否定しているが、1 年弱の限られた期限 (実質的交渉期間は 2020 年 3 月からおよそ約 9~10 カ月間のみ) で、果たして EU と英国がどこまで合意できるのかは予断を許さない。EU 側は、離脱前の「公平な競争条件」を離脱後の英国に対しても前提条件とする提案をしているが、その内容には当然、離脱後の英国には受け入れがたい論点が含まれている。そのような状況下、英国側が公表した対 EU 交渉方針 (2020 年 2 月 27 日付) によれば、既に合意済みの交渉期限である 2020 年末を待たずに 6 月には交渉進捗状況の評価を行い、十分な進展が見られなければ、速やかに EU との交渉から「オーストラリア・スタイル」に向けた国内準備に重点をシフトするとの基本的立場が示されている。このため、実質的な交渉期間はさらに短くなる可能性もある。現段階では「クリフエッジ」(合意なき移行期間の終了) の可能性も払拭できるものではない。

いずれにしても、ブレグジットの第二フェーズに入った 2020 年からこの先の数年間は、引き続き、政治的・経済的に不安定な環境が継続することと思われる。このような環境下、英国がどのような国際貿易政策を展開するのか、多角的観点から交渉の焦点ならびに根底にある課題を正しく理解しておくことが今後の日本企業の欧州事業展開、さらには国際事業戦略に資するものと理解される。

本報告書は、英国が EU 離脱後、どこに向かおうとしているのか、国際貿易政策の観点から分析し、日本企業、特に中小企業の事業環境への影響を明らかにすることを目的とする。本報告書では、まず第一に、ポスト・ブレグジット (EU 離脱後) の英国の国際貿易政策ならびに国際交渉における焦点を明らかにする。具体的には、ボリス・ジョンソン政権の野心的政策目標について説明し、EU との将来関係に関する交渉ならびに EU 域外国との交渉における主要事項を整理するとともに、懸念される対立事項と問題点を分析する (第 2 章)。第二に、ポスト・ブレグジットの国際貿易政策を巡る英国国内での課題を分析する (第 3 章)。本報告書では国内での経済的、制度的、社会的視点から三つの課題: (1) 新たな自由貿易協定 (FTA) のみで EU 離脱による対 EU 貿易量の減少分は埋められるのか、(2) EU の制度・規制から

離れてどこに向かおうとしているのか、(3) 市民社会の一部から出されている懸念事項にはどのように応えるのか、に焦点を当てて分析する。最後に、上記の議論を踏まえて、日本の中小企業、特にこれまで英国を「EU 域内」の拠点として活用しながら欧州事業を展開してきた企業への影響と課題を考察する。

なお、本報告書は、2020年2月時点での英国の現状を国際貿易政策の観点から掘り下げて考察したものであり、今後の英国経済が上向くか、下向くかというマクロ的な総評という観点、あるいは英国企業による果敢な民間活力や英国政府による国内産業振興政策等の別の諸要因が英国経済に及ぼすプラスないしマイナスの影響については、それらのデータ等の資料が現れてからの機会に取り扱いたい。また、①現状のEUの政治的・経済的構造が大きく変化しないこと、②英国も国家分裂など、国の成り立ちが大きく変動しないことを想定して書かれている。実際、昨今の国際情勢の急変ぶりを見れば、このような想定が崩れる可能性は否定できない。本稿は、あくまでも2020年初頭までの実情と課題を踏まえてまとめたものである。

2. 英国のポスト・ブレグジット国際貿易政策 — 交渉の焦点

(1) 保守党政権の野心的目標

「グローバル・ブリテン」

英国は、1973年に欧州共同体（EC=European Communities）に加盟して以来、約47年間にわたって概ねEUに根付いた経済外交政策を展開してきたが、ボリス・ジョンソン政権¹は、2020年1月31日のEU離脱を境に、英国という国家が明確にEUから独立した政治・経済的パワーになるべく歴史的な転換を図っている。2020年1月の新英国議会開幕時のエリザベス女王のスピーチでは、冷戦以降の英国の安全保障、防衛、外交政策を抜本から見直す旨、ボリス・ジョンソン政権の決意が伝達された。

そもそも、保守党のテレザ・メイ（Theresa May）前政権とボリス・ジョンソン現政権が掲げてきた「グローバル・ブリテン」（Global Britain）とは何を意味しているのか。英国内では、これまで「グローバル・ブリテン」とは、ある面でブレグジットへの政治的スローガンという側面も有する概念だとの見方が一部にあった。英国がEU加盟当時の親密な域内加盟国間の関係に変更を求め、EU域外に属する米国や旧英連邦を含む英語経済圏との同盟関係強化を図っていく新しい政治的目標を表明しているものとの見方もあった²。英国下院の外交政策委員会のレポートでは、「グローバル・ブリテン」をもっと具体的な中身の伴ったものにしていくためには、英国の関心事項と国際的に置かれた位置をさらに客観的にとらえた上で一貫した戦略を構築し、それに必要となる資源を充当していかなければならない旨、述べられている。また、英国が真にグローバルなリーダーシップを発揮していくには、英国という国家が世界において何を達成したいのか、英国の強みは何で、他の国は何を英国に期待しているのか、どのような二国間・複数国間の関係、さらにはどのような国際機関との関係を優先していくのか等の質問事項に対する英国の立場を明確に内外に示し、理解を得ていくことが必要であると提案されている³。

目標は「3年以内にFTAが英国の貿易量の80%をカバー」

2019年12月の総選挙における保守党マニフェストでは、3年以内に自由貿易協定（FTA=Free Trade Agreement）が英国の貿易量の80%をカバーすることが目標として掲げられた。この目標は、どこまで可能なのか。英国の貿易専門家の間では、このターゲットは現実的ではないとの見方も一部で聞かれる。このため、今後とも、より効果的な取り組みが必要になると思われる。仮に英国がEUと貿易協定を結ぶことができれば英国の貿易量の50%をカバーすることになるが、残りの30%を達成するには、EU以外にさらに12カ国以上との貿易協定を3年以内に結ぶ必要がある（表1）⁴。

¹ 日本国内では、英国のボリス・ジョンソン（Boris Johnson）首相下の政権を依然「ボリス・ジョンソン政権」と表記するケースが広く見られる。このため、本稿でも「ジョンソン政権／首相」と表記せず、「ボリス・ジョンソン政権／首相」と表記することとする。この表記方法はベトナム戦争中のリンドン・ジョンソン（Lyndon Johnson）元米大統領下の旧「ジョンソン政権」との混同を避けるためとも考えられる。

² Daddow, O. (2019).

³ House of Commons Foreign Affairs Committee (2019).

⁴ Winters, A. L. (2019).

表1：英国 モノの貿易 2013-2015

(10億ドル、%)	輸出		輸入	
	金額	シェア	金額	シェア
貿易相手国				
EU	226.9	45.1	351.3	53.6
EUのFTA相手国	87.2	17.3	86.2	13.1
EUがFTA交渉中の国	96.3	19.1	98.6	15
その他の国	92.9	18.5	119.7	18.3
合計	503.2	100	655.8	100
英国がFTAを結ぶ可能性がある国	108.5	21.6	143.6	21.9
後発発展途上国	3.2	0.6	7.5	1.1

(注) EUのFTA相手国、交渉中の相手国などの詳細については、Overview of FTA and Other Trade Negotiations (http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/december/tradoc_118238.pdf) 参照。

(出所) UK Trade Policy Observatory 試算

ただ、英国の対EU貿易への効果は、EUとの経済的緊密度が影響する。貿易協定が単に貿易の80%をカバーしても、それだけではあまり意味がない。EUから独立した一国として、FTAパートナーとの経済関係を反映した意味のある協定を締結していくことこそがカギを握ることになる(第2章第3節を参照)。

ここで、仮に企業側の行動変化や英国政府による今後の国内産業振興策の効果を前提に入れないで計算した場合、2017年時点で世界銀行(World Bank)が行った試算(表2)によれば、EUとの貿易関係がノルウェー・シナリオ(EU単一市場に参加、関税同盟不参加)の場合には、英国・EU間の貿易はモノが12%、サービスが16%減少する。一方、英国とEUが平均的なFTAシナリオの関係になった場合には、英国・EU間でモノの貿易の38%、サービス貿易の48%が減少する⁵。さらに、貿易協定を締結できない場合、つまり世界貿易機関(WTO=World Trade Organization)基準での貿易関係になる場合には、モノの貿易が50%、サービス貿易が62%減少すると試算されていた。この試算によれば、より包括的で深化の進んだ統合から遠ざかれば遠ざかるほど英国・EU間の貿易量が減少するということになる⁶。

表2：シナリオ別にみる英国・EU間の貿易量の変化

	ノルウェー タイプ	平均的FTA	WTOターム
モノの貿易	-12%	-38%	-50%
サービス貿易	-16%	-48%	-62%

(注) 統合の度合いは、ノルウェー・シナリオの場合、44-36%に減少、平均的FTAの場合は14%に減少、WTO基準の場合はゼロに減少。試算の詳細はMulabdic, A et Al. (2017)参照。

(出所) Mulabdic, A et Al. (2017). Deep Integration and UK-EU Trade Relations. Policy Research Working Paper: No. 7947. World Bank, 19ページよりKRA作成

修正されるEUとの将来協定の目標

ボリス・ジョンソン新政権のEUとの将来協定の政策目標は、EU離脱後、既に何回か修正されている。EU離脱前は、EUとの貿易協定は「スーパー・カナダ・プラス

⁵ 世界銀行レポートの「平均的なFTAシナリオ」は、EU加盟国としての英国・EU間の統合度が100とした場合は、統合度が14%に減少したケースと想定されている。「カナダ・スタイル」の場合は、統合度はノルウェー・シナリオよりかなり減少するものの、平均的FTAシナリオよりは高くなると推測される。なお、世界銀行の同レポートでは、「カナダ・スタイル」のモデルは存在しない。

⁶ Mulabdic, A. et Al. (2017).

(super Canada plus) 」を目指すとの方針を示していた。「カナダ」とは、EU・カナダ貿易協定（通称 CETA=Comprehensive Economic and Trade Agreement）を意味する。つまり、EU・カナダ間で締結された FTA よりもさらに高水準で野心的な FTA の締結を目指していた。しかし、2020 年 1 月 31 日の EU 離脱後、その目標は「カナダ・プラス」から「カナダ・スタイル」へ、そして「カナダならびに日本との FTA と同等な FTA」⁷へと徐々に独立性重視の方向に修正されている。英国が徐々に EU との将来協定における統合深度を独立性の方向に変更してきた背景には、EU 側がこだわり続ける「公平な競争条件」の中に離脱後の英国にとって受け入れがたい論点が含まれていることも大きく影響しているものと思われる（詳細は第 2 章第 2 節参照）。

そもそも、「カナダ・プラス」とは何を意味するのだろうか。まず第一に、英国は EU との緊密度に関するいくつかの可能な選択肢の中で、WTO の基準から一步手前の「ハード・ブレグジット」を選択したことになる。これまでの英国は、EU の加盟国として関税同盟（EU 域内における非関税と統一対関税）と EU 統一市場（ヒト、モノ、サービス、資本の自由移動）という国際社会でも最も統合の進んだ環境下で特有な恩恵を受けてきた。「カナダ・プラス」の意味するところは、この最も深化した経済統合から EU・カナダ間の FTA で合意したレベルまで独立性の再構築を目指すこと（disintegration）である。

本来、FTA 交渉とは、WTO の基準での最恵国待遇の関係よりも深化した貿易統合を目指すものである。つまり、今後の英国・EU 間の貿易交渉は、これまでに前例を見ない「独立性の強化」に向けた交渉であり、英国が EU 加盟国としてこれまでに整備した法制度ならびにそれに伴う仕組みの再構築への作業を伴う。よって、英国と EU の間で貿易交渉をしても、統合深化を目指すという意味でいかなる「野心的な」FTA の合意に至っても、これまでの EU 域内での自由な越境取引には新たな貿易障壁が生まれることになる。つまり、英国内の拠点をそのまま「EU 域内」の拠点として活用することで欧州事業を展開してきた日系中小企業活動への影響を考えれば、「カナダ・プラス」は、結果的に英国・EU 間の貿易関連コストの増加をもたらす（英国産業界の立場については第 3 章第 3 節を参照）。

他方、EU 経済圏では域内における貿易関係が高度に自由化されてきたものの、その一方では、域内と域外の間には確固たる障壁が存在しており、内外の産業界の一部からは EU 経済圏そのものが「内向き」だとの批判や不満もある。域外の日本企業も、いかにして EU 域内の企業と同等の扱いを受けてこの障壁を乗り越えるかについては苦慮してきた。これまで EU 域内にあった英国のブレグジットをめぐる「グローバル・ブリテン」とは、英国がこのような域内と域外の障壁の外側に出て、広大な域外市場との緊密な関係の構築を目指すという意味も含んでいる。この点では、ドナルド・トランプ（Donald Trump）政権下の米国による保護貿易政策とは根本的に異なるとの見解も一部で聞かれる。このような状況下、離脱後の新条件を新たなビジネス機会と見なし進出する日本企業も存在する。しかし、対 EU 貿易という側面

⁷ 2月3日英国下院に提出された EU との将来関係に関する英首相官邸提案。Prime Minister' s Office (2020).

に限って見れば、離脱前の英国と EU 域内との間でこれまで享受されてきた自由化の度合いはから異なる方向への貿易交渉が本格化していくことになる。

英国の経済活動の約 8 割、総輸出の約 45%を占めるサービス貿易へのブレグジットの影響はどうだろうか。保守党内の離脱派が展開してきたこれまでの議論を見れば、EU のサービス単一市場はモノの単一市場に比して、まだまだ部分的で完全なものではなく、英国がサービス単一市場を抜けても経済的にはさほど影響がないと考える傾向も見られる。

しかし、EU の EU 域外からのサービス輸入に対する貿易障壁は、経済協力開発機構 (OECD=Organisation for Economic Co-operation and Development) の試算によれば、EU 域内 (欧州サービス単一市場) の貿易障壁に比して平均 4 倍にも上る⁸。また、欧州サービス単一市場は、分野ごとの規制の単一化もしくは相互承認だけではなく、人の移動の自由や一般データ保護規則 (GDPR=General Data Protection Regulation) 下でのデータ移動の自由等の共通の法的システムとスタンダードを根底に構築されたものである。移行期間が過ぎれば、英国はこの根幹的システムから完全に抜けることとなる。

第二に、「カナダ・プラス」は本当に統合深化度を目指す意味での「野心的」な FTA かどうかということを理解しておくことが重要だ。一般的に、「野心的」な FTA とは、統合の深化による域内の自由化の度合いが自由移動 (free movement) なみに限りなく高く、協定の対象 (coverage) が広いことの両方を含む。カナダと EU の場合、EU・カナダ間の FTA によって、WTO の基準での貿易関係から自由化度を積み上げて WTO の基準よりも統合深化度の高い特恵的關係を構築した。自由化度に関しては、英国・EU 間の自由貿易協定の場合、どこまで「自由貿易」度が残るかが焦点となる。英国と EU は、上記のように、関税同盟と EU 統一市場という他の地域には例をみない最大限の貿易統合から、このカナダの FTA のレベルにまで独立性を再構築することになるため、EU がカナダとの FTA においてどの程度、WTO の基準よりも統合度の高い約束をしたのか理解し、EU 離脱前の英国の深い統合度から今後強まる独立性の度合いを交渉項目ごとに理解することが重要となる。

モノの貿易については、EU 側は英国が「公平な競争条件」を満たせば無関税ならびに数量制限の禁止が可能となり、交渉の焦点は非関税障壁、つまり、どれだけ規制の整合性を維持するかになる。ただし、この点においては、ボリス・ジョンソン政権の目指す「EU の規制からの乖離」に矛盾するため、EU との妥協点を探らなければならない (第 3 章第 2 節参照)。ちなみに、EU・カナダ間の FTA では限定的な分野で EU・カナダそれぞれの規制認可団体の認定した適合性評価 (conformity assessments) を相互に受け入れる統合深化度のレベルの規制協力を留まっている。交渉は、分野ごとに規制認可団体に託されるため、どのように協力関係が構築されていくかについては、現段階では把握できないのが現状だ。

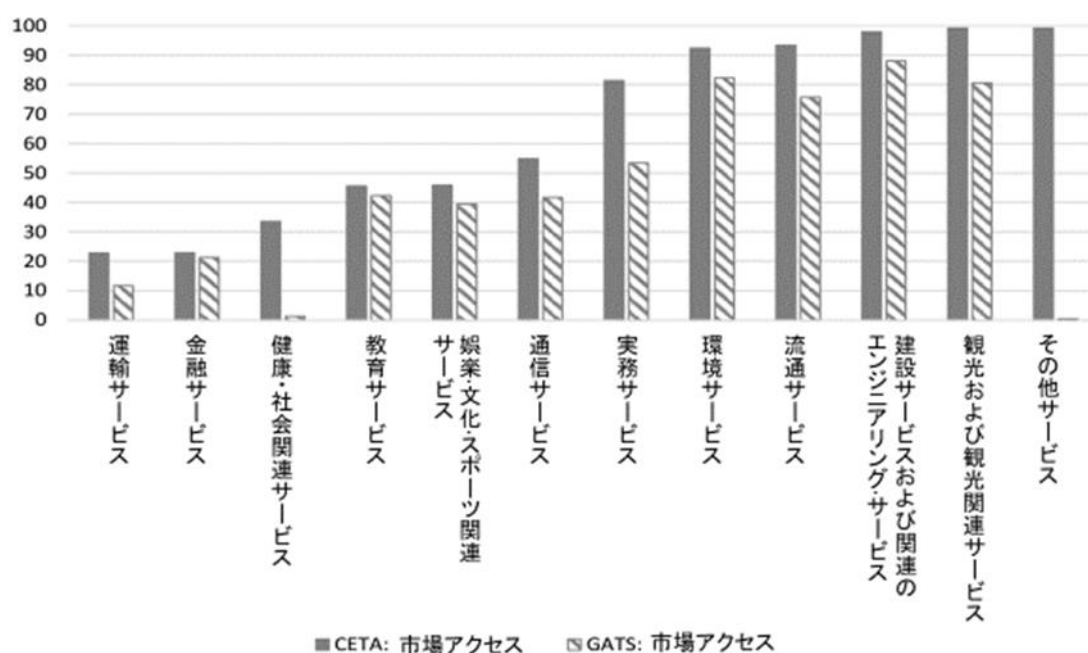
また、FTA 締結により無関税ならびに数量制限の禁止が合意されても、これまでの英国・EU 間の国境なき関係は解消され、通関手続きが必要になる点は留意が必要だ。つまり、英国・EU 間でモノの貿易を行う企業にとっては、通関手続き業務コス

⁸ Benz, S. and Gonzales, F. (2019).

トが発生することとなる。特に、インハウスでの対応が可能な大企業とは異なり、中小企業の場合は、通関手続きを企業外の通関手続き業者に委託する必要性が出てくるものと推測される。英国・EU 間でモノの貿易に携わる中小企業の負担増が特に懸念される場所である。英国政府は通関手続きに関する書類作成等の業務に新たに 5 万人もの人員が必要になると算定している⁹。これは確かに個々の中小企業にとっては、通関業者への委託費負担の増加になる。

サービス貿易はどうなるのだろうか。英国は欧州のサービス単一市場システムから抜けるため、サービス貿易協定がない限り WTO の基準でのサービス貿易関係になる。仮に英国・EU 貿易協定がサービス貿易をカバーしても、EU・カナダ間の FTA においてカナダが EU から得た自由化約束¹⁰は、図 1 から明らかなように限られたレベルのものだ。確かに、EU・カナダ間の FTA における EU の自由化約束は、WTO における約束よりそれなりにレベルは高いが、金融サービスや運輸サービス、文化娯楽サービス等、英国サービス産業が関心を有する分野においては WTO における自由化約束からほとんど変わっていない¹¹。

図 1 : EU・カナダ FTA と WTO における EU の市場アクセス約束の比較



(注) WTO におけるサービス市場アクセスコミットメントに制限がなく完全に自由化されている場合は 100 とし、試算。サービス分類は、WTO サービス協定の分類に基づく。

(出所) Mangrorn, J. and Winters, L. A. (2018). 6 ページより KRA が日本語版作成

⁹ Financial Times, 27 February 2020.

¹⁰ 貿易協定では、サービスの自由化を市場アクセス (Market Access) ならびに内国民待遇 (National Treatment) を貿易相手国にどれだけ付与するかを交渉する。

¹¹ Mangrorn, J. and Winters, L. A. (2018).

(2) EU との経済関係を巡る交渉での主要対立事項

保守党内の EU 離脱派は、英国の EU からの離脱は、規制運用に関して主権 (regulatory sovereignty) を取り戻して独立 (independence) を勝ち取ることであるとの立場を表明してきた。英国の EU 離脱後、ボリス・ジョンソン政権としては、英国が規制制度を自国で決定・運用し、EU 司法裁判所の管轄権から外れる権利があるとの立場を引き続き表明している。

英国と EU の間の貿易交渉では、具体的に何が主要な対立事項になるのだろうか。現在 (2020 年 2 月下旬) までのところ、英国ならびに EU それぞれが交渉方針を発表し、両者間の主要対立事項が改めて浮き彫りとなった。

英国の交渉ポジションでは、(1) 2020 年 12 月 31 日までの移行期間は延長せず移行期間内に「カナダ・タイプ」の英国・EU 貿易協定を締結する、(2) 英国ならびに EU の法的自由裁量権をお互いに尊重した将来関係を構築する、(3) 仮に合意が得られない場合は、EU との将来関係は離脱合意協定ならびに「オーストラリア・スタイル」(つまり WTO を基準とした貿易関係) に基づいたものになると理解する、(4) 将来関係の交渉においては、英国の EU 離脱に関する「政治宣言」を尊重するものの、同宣言に記載された各事項を英国・EU 間の協定に盛り込むことは拒否する、(5) 6 月に交渉進捗状況の評価を行い、十分な進展が見られなければ、英国側は速やかに EU との交渉から「オーストラリア・スタイル」での移行期間終了に向けた国内の準備へと重点をシフトする、との基本的立場をとっている。また、モノとサービスを含む包括的な FTA ならびにその他の分野での協力 (漁業権、航空分野、エネルギー等) を要望している。EU の人の移動の自由と EU 司法裁判所の管轄下に残ることは拒否している。

他方、EU 側としては長期的には「野心的」かつ「包括的」な関係を貿易面だけでなく、気候変動問題、データ保護、漁業権、運輸、エネルギー、宇宙、金融、防衛等を含む全ての外交分野において、英国と新たな関係を構築することを基本方針として打ち出している。短期的には、EU 側は 2020 年末の「クリフエッジ」(英国・EU 間で将来関係に関する合意なきまま、英国が移行期間を終了すること) の回避が英国ならびに EU の双方にとって重要との基本的立場をとっている。つまり、批准のための期間を除いた実質的交渉期間が最長でも 9~10 カ月間と限られていることから、交渉分野の優先順位をつけ、合意なき離脱を避けることに重点を置いた最低限の合意を 2020 年末までに取り付けることを提案している。

欧州委員会の交渉方針 (2020 年 2 月 28 日欧州委員会採択)¹²では、「公平な競争条件」(Level Playing Field) の確保を条件としたうえで、モノの貿易については、関税ゼロ、輸出入数量割り当てゼロの自由化を実現すること、その他、サービスと投資、規制協カフレームワーク、漁業、運輸、市民のモビリティ等を包括する経済パートナーシップの構築が提案された (図 2 参照)¹³。EU 側は、「限りなく野心的な」FTA を目指すのであれば、「公平な競争条件」の確保は不可欠との立場を取っ

¹² 2 月 3 日に欧州委員会が欧州理事会に提出した「英国との将来関係を巡る交渉開始に関するリコメンデーション」を 2 月 28 日に欧州理事会が採択。

¹³ 「公正な競争条件」については、離脱合意に付随する政治宣言 Department for Exiting the European Union (2019). Political Declaration setting out the framework for the future relationship between the European Union and the United Kingdom (19 October 2019)、パラグラフ 77 に既に記載されている。

ている。ウルズラ・フォン・デア・ライエン (Ursula von der Leyen) 欧州委員会委員長は、「英国がEUの法制度から乖離すればするほど、EU市場への特権的アクセスを得ることが難しくなる」旨、警告している¹⁴。

EU側からの提案に対し、ボリス・ジョンソン首相は、EUからの乖離を改めて表明すると同時に「公平な競争条件」を交渉の前提に掲げることは受け入れられないとの対抗姿勢を示し、「オーストラリア・スタイル」の可能性を示唆するようになった¹⁵。オーストラリアは現在、EUとFTA貿易交渉を行っているが、いまだ貿易関係はWTOの基準である。よって、EU側はボリス・ジョンソン首相の意味する「オーストラリア・スタイル」とは、英国・EU間の貿易関係をWTOの基準にすることを意味し、ノー・ディール (no deal) を婉曲的に表現したものと解釈している。¹⁶英国の交渉方針では、英国が法的自由裁量権を確保するために「カナダ・スタイル」レベルのFTA以上は求めていないことが明らかにされている。既述のように、もし6月までに具体的に交渉が進捗しなかった場合は、2021年からWTO基準での貿易関係へ移行すべく準備にとりかかるとの立場も示されている¹⁷。

最終的には、「公平な競争条件の確保」とマーケット・アクセスとのバランスをどこに据えるかが最大の交渉の焦点となるが、現在までのところ、英国とEUの間では双方の主張が平行線を辿っており、今後の交渉は予断を許さない。

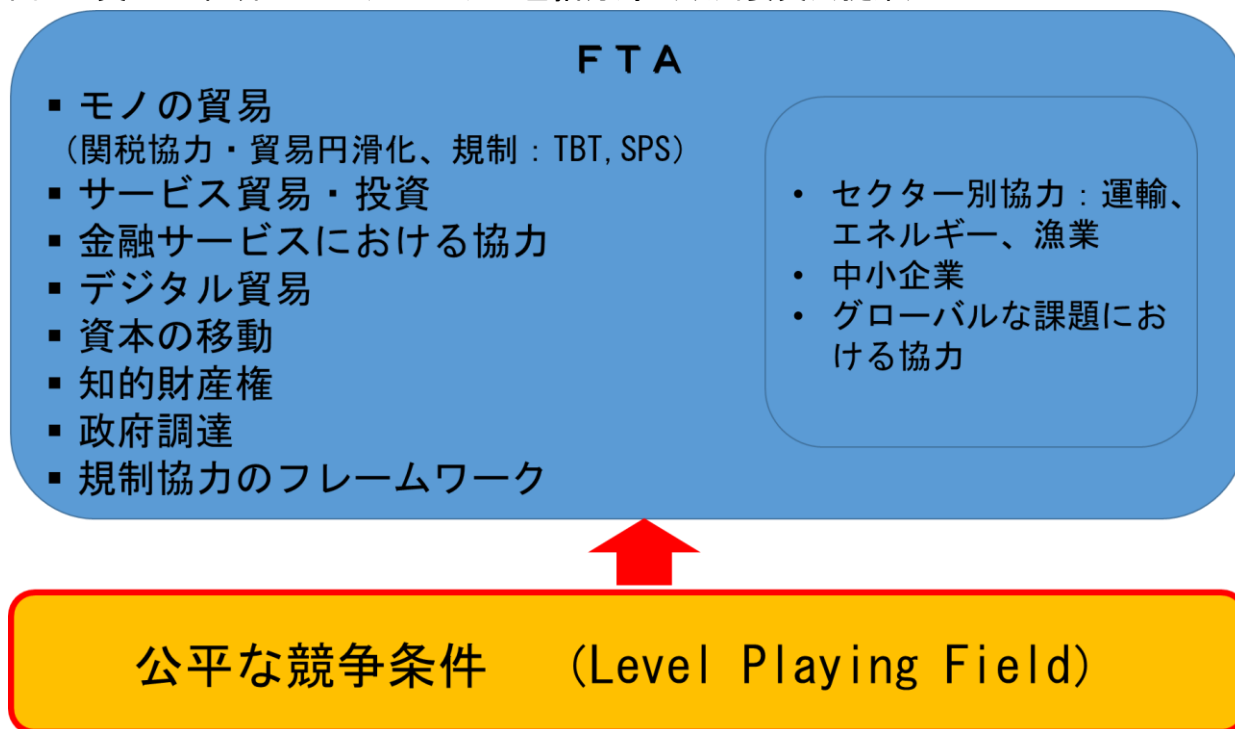
¹⁴ 欧州委員会委員長フォン・デア・ライエンのLondon School of Economics (LSE) における講演 (2020年1月8日) より。

¹⁵ BBC, 3 February 2020

¹⁶ Independent, 5 February 2020

¹⁷ HM Government (2020).

図 2 : 英・EU 経済パートナーシップ包括分野 (欧州委員会提案)



(出所) European Commission (2020). Recommendation for a Council Decision Authorising the opening of negotiations for a new partnership with the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, Brussels, 3.2.2020 COM(2020) 35 final より KRA 作成

公平な競争条件 (Level Playing Field) の問題

「公平な競争条件」は、英国・EU 間で合意した英国の EU 離脱に関する「政治宣言」において、将来関係構築のために必要な条件として盛り込まれていた¹⁸。しかしながら、「政治宣言」であるがゆえに法的拘束力を伴うものではないこと、また、どのように「公平な競争条件」を確保するかについては両者で合意できず、曖昧な表現に留まったことから、実際に将来交渉を開始する段階になって英国と EU の対立的な立場が明らかになったと言えよう。

EU が主張する「公平な競争条件」とは、英国が関税ゼロ、数量制限ゼロの条件で EU 市場へのアクセスを享受する代わりに、ビジネス上の競争条件に影響をもたらす国家援助、環境、労働者の権利、税制に関して EU との整合性を維持することを意味する。EU 側は、十分に「公平な競争条件」を確保するための手段として、英国内での効果的な政策実施の確保ならびに英国が「公平な競争条件」を侵害した場合の措置として、強制実施、紛争解決 (適切な救済措置を含む) 等のメカニズムについても協定に定めることを目指している¹⁹。

なぜ、EU は「公平な競争条件」の確保にこだわるのか。理由は主に 3 つある。第一の理由は、経済的利害である。英国は EU 市場に隣接し、世界第 5 位の経済規模を持つ。また、英国・EU は密接な貿易関係にある (第 3 章第 1 節参照)。仮に英国が

¹⁸ Department for Exiting the European Union (2019). における XIV Level playing field for Open and fair competition (para 77) を参照。

¹⁹ European Commission (2020).

企業の競争条件を EU より有利にする政策手段を用いれば、欧州企業は国際競争で不利な立場に置かれることになる。

第二の理由は、ポスト・ブレグジットの英国・EU 貿易交渉は、貿易統合化の交渉ではなく、英国が EU 加盟当時よりも独立性強化（disintegration）への実行過程になるためだ。「次世代（New Generation）自由貿易協定」と呼ばれる EU・カナダ FTA や日本・EU 経済連携協定の場合は、互いに異なる経済政策・制度があり、それを自由貿易協定のために統合していくという意味では、いわば足し算の交渉であった。よって、当然のことながら、EU 側は「公平な競争条件」をカナダや日本に交渉前提として求めることはなかった。しかし、英国の場合はこれまで「公平な競争条件」を確保する EU の法規制システムに加盟国として参画しており（2020年2月1日から同年12月31日まで移行期間）、独立性強化という意味では、いわば「引き算の交渉」を行わなければならない。EU としては、EU・カナダ FTA よりさらに野心的な FTA を締結するのであれば、貿易交渉と競争条件に影響を与える法規制を切り離して考えることはできないという論理を展開してきた。

第三に、EU の権利と義務を定める法制度システム（いわゆる「アキ・コミュニテール」）との関係だ。EU では、EU 単一市場の4つの自由移動（モノ、人、サービス、資本）の原則を実行するにあたって、競争政策、国家援助、労働や環境政策、税制等の分野で域内協力を推進し、包括的な「公平な競争条件」を構築してきた。よって、英国と「カナダ・プラス」を目指すのであれば「公平な競争条件」に関する主要事項を法的に定めておかなければならないという論理になる。

英国の交渉方針（2020年2月27日公表）で明らかになったことは、EU 側がこれまで英国と構築することになるであろうと理解していた「カナダ・プラス」レベルの FTA も英国は要望していないということである。英国の交渉方針では、単に「EU・カナダや EU・日本等のように、EU が近年に締結した FTA」と同じような FTA を締結することを目的としている²⁰。そのうえで、EU がカナダや日本との FTA 交渉時に「公平な競争条件」を交渉相手国に要望しなかったにもかかわらず、同様の FTA を目指す英国に対して「公平な競争条件」を要望するのは不相当との論理を展開している。

他方、EU 側の交渉方針では、英国と「野心的で包括的な」FTA を結ぶことが目的として述べられており、英国の EU 離脱前の交渉の流れからも、明らかに「カナダ・プラス」を想定して交渉方針を策定したものと読み取れる。英国が EU との将来関係のレベルを「EU・カナダや EU・日本のような EU が近年締結した FTA」と同じような FTA へと再修正したことから、EU 側が「公平な競争条件」の確保を目指すとしても、これまでの「カナダ・プラス」を前提に、「貿易交渉と競争条件に影響を与える法規制を切り離せない」という EU 側の論理がどこまで貫徹できるのか、が課題となるう。

²⁰ HM Government (2020).

英国政府は、EU との FTA を「Comprehensive Free Trade Agreement」（通称「CFTA」）と呼称している。

①競争と国家援助 (State Aid)

ボリス・ジョンソン政権は、政府が弱体産業への介入を容易かつ迅速に行えるように現行の国家援助制度の見直しを希望するとともに、政府調達も国内企業を支援するために抜本的に見直す方針を打ち出している²¹。これに対して EU 側は、そのような国家介入は不公平な競争上の利益を生み出し、貿易を阻害するものと受け止めており、EU の国家援助に関するルールを引き続き適用するように要求している。さらに、反競争的行為、独占的地位の乱用、国営企業と競争等の競争法に関連する事項の合意ならびに補助金に関する規制も含め、包括的に公平な競争条件の確約を目指している²²。

EU の国家援助に関する政策は、EU の単一市場における競争政策レジームの一部をなす。国家援助は、EU 単一市場の競争条件を歪曲化し、モノ、サービス、資本の自由移動に影響をもたらすことから、EU 法では基本的に国家援助を禁止している²³。国家援助に関する EU 法の履行を担当する欧州委員会は、特定の企業危機を救うことを目的とした単なる資本投下であるか、構造調整を伴う国家援助であるかどうかという観点から EU 加盟国の国家援助を審査し、単一市場内での公平な競争条件の実現を目指してきた²⁴。このように、EU の国家援助に関する規制の下では、一般的に経済発展を促進する国家援助以外は正当化されない。このため、英国政府が国家援助をポスト・ブレグジットの新産業政策として位置づけ、EU の政策に違反する形で実施すれば、EU は英国の輸出産品に対してアンチ・ダンピングや相殺関税を発動することになると推測される²⁵。

②税制システム

英国は、2000 年前半から企業税率を継続的に下げてきており、ドイツやフランス等の主要 EU 加盟国、さらには OECD 平均と比べ、法人税率 (corporate tax) がかなり低く設定されている (図 3)。EU 側は、英国政府がポスト・ブレグジットの英国経済を活性化させるため、企業の投資を呼び込む政策手段として現行の企業税率をさらに低くすることを警戒している。税率に関しては、EU 側において共通したスタンダードが存在しないことから、透明性や情報交換、公平な税制度、OECD の「税源浸食と利益移転 (Base Erosion and Profit Shifting)」に対するスタンダード等、グッド・ガバナンスの原則を英国との貿易協定に盛り込むべく、目指している²⁶。

他方、英国側はその交渉方針において、EU・カナダ間、EU・日本間等では税制システムに関する合意は存在しないものの、英国・EU 間の FTA において税制システムに関する原則を盛り込むことは可能との立場を示している。同原則は、あくまでも税制システムに関するグッド・ガバナンスに関する了解 (税制の透明性、情報交換、

²¹ Financial Times, 8 January 2020.

²² European Commission (2020).

²³ Consolidated version of the Treaty on the Functioning of the European Union – PART THREE: UNION POLICIES AND INTERNAL ACTIONS – TITLE VII: COMMON RULES ON COMPETITION, TAXATION AND APPROXIMATION OF LAWS – Chapter 1: Rules on competition – Section 2: Aids granted by States – Article 107 (ex Article 87 TEC) 参照

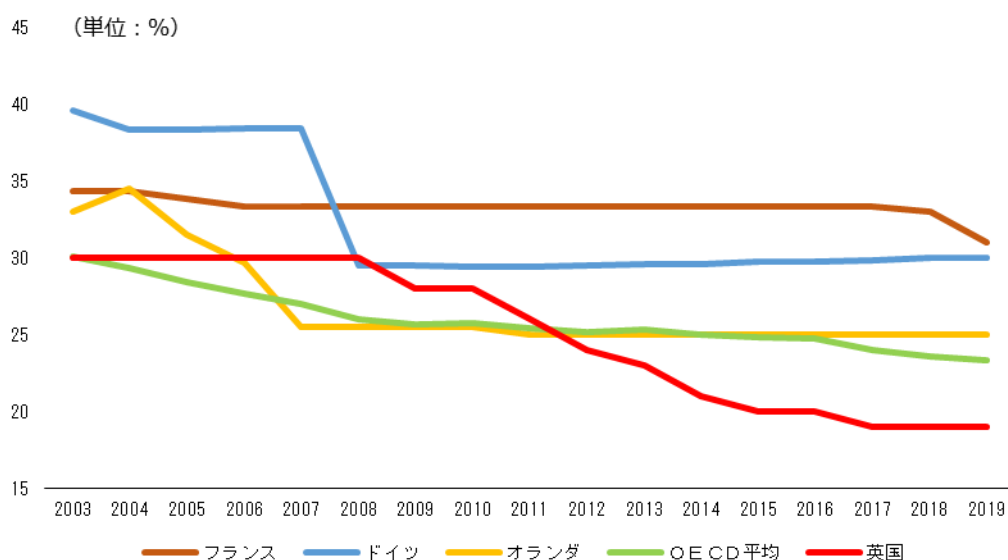
²⁴ Kassin, H. and Lyons, B. (2013).

²⁵ Szyzszak, E. (2017).

²⁶ European Commission (2020).

公平な税制制度、「税源浸食と利益移転」に対するスタンダード）に留まるものであり、英国には EU と同様（同等）に税制システムの自主裁量権を有する権利があり、同了解は紛争処理の対象外であるとの立場をとっている²⁷。

図 3：英国と主要 EU 加盟国の企業税率の比較



(出所) KPMG 社の国別企業税データより KRA 作成

③労働者の権利と社会的保護

EU 加盟国は、域内での労働者の権利保護の質を上げるために導入された EU 加盟国共通のスタンダードを国内法に置き換えて実施している。労働者の権利に関しては、EU の労働法とそれに関連する法令があり、各国は労働条件の最低基準を設けている²⁸。EU 側では、英国政府が企業の競争条件を有利にするために労働者の権利と社会的保護の基準を下げる可能性があるかと懸念している。EU 側の交渉方針では、英国に対し、移行期間が終了する時点で英国が実施している EU 共通の労働者の権利と社会保障に関するスタンダード（労働における基本的な権利、予見原則を含む職場における健康と安全の確保、公正な労働条件と雇用水準、情報の取得とコンサルテーションを行う権利等）を移行期間以降も維持し、下方修正することのないよう確約することを要求している²⁹。

これに対し、ボリス・ジョンソン政権は、EU から離脱したにもかかわらず、EU 加盟国共通の基準を将来にわたって国内法として置き換え、適用し続ける内容を含むような合意、言い換えれば包括的な FTA（カナダ・タイプ）以上のレベルの合意を結ぶことは拒否し、国際基準を尊重した国内法の確約が適切だとの意向を示してきた³⁰。英国の交渉方針では、英国・EU 間の FTA に「貿易と労働」に関する相互約束を盛り込むことが提案されている。この約束案は、EU・カナダ間の FTA を参考にし、あくまでも貿易と投資の促進を目指すことに目的があり、英国と EU がそれぞれに労

²⁷ HM Government (2020).

²⁸ European Commission, Employment, Social Affairs & Inclusion

²⁹ European Commission (2020).

³⁰ Prime Minister's Office (2020).

働者の権利を弱めることのないように約束し、英国ならびに EU はそれぞれ労働政策の優先順位に応じて労働法改正が可能な自由裁量権を持つべきとの立場が示されている。また、「貿易と労働」に関する相互約束は、EU・カナダ間の FTA、EU・日本間の FTA ならびに EU・韓国間の FTA と同様に紛争処理の対象外とすべき旨、要望している³¹。

④環境

EU は「グリーン・グロウス」を掲げ、EU 内が環境保護で高い基準を保持して地球温暖化等の環境問題に積極的に取り組んでいく政策を展開してきた。英国は、EU の加盟国として「サーキュラー・エコノミー」等の政策に取り組んできた。EU 側は、ポスト・ブレグジットの英国が企業の環境対策に関する経営コスト削減を図り、EU 加盟国より競争上有利な産業環境を作るため、EU の環境政策から逸脱して温暖化対策に関する取り組みを緩めることも警戒している。「公平な競争条件」においては、英国が移行期間中に実施している EU の共通スタンダードを継続するための法、規制、慣習の実施体制を移行期間終了時のまま維持し、下方修正することのないよう確約することを要求している。また、気候変動に関しても、気候変動に関する国際条約の遵守を確約するよう英国に求めている³²。これに対し、ボリス・ジョンソン政権は労働者の権利と同様に、国際条約を尊重した国内法の確約が適切である旨の意向を示している³³。

その他の対立事項

「公平な競争条件」の確保のほか、EU と英国が対立している主な事項は以下のとおりである。

⑤紛争解決

EU 離脱派によるポスト・ブレグジットの目標の一つは、英国が EU 司法裁判所の管轄から外れることであった。しかし、EU 側は紛争仲裁パネルで紛争案件を解決できなかった場合、欧州法の解釈については、紛争パネル委員が EU 司法裁判所に照会し、EU 司法裁判所の法律判断に則り、紛争案件の解決を目指すこと等、EU 司法裁判所が一定の役割を果たす紛争解決のシステムを EU の交渉方針として要求している³⁴。

これに対し、ボリス・ジョンソン政権は、EU 司法裁判所の関与を拒否してきた。英国の交渉方針では、EU・カナダ間の FTA ならびに EU・日本間の FTA と同様に、英国ならびに EU が同等の法の自主裁量権を有すると認めるように要望している。具体的な紛争処理方法は、これまで EU が締結した英国以外との FTA における紛争解決手段と同様のものが適切だとの立場を明確にしている。

³¹ HM Government (2020).

³² European Commission (2020).

³³ Prime Minister's Office (2020).

³⁴ European Commission (2020).

⑥漁業権

漁業権の問題は英国・EU間で政治的に深く対立している。EUはこれまで通り、EUの漁業権相互アクセスに関する枠組みを全面保持するように要求している³⁵。他方、英国側は、移行期間終了後（2021年1月以降）には独立した漁業権を有する国家になることを要望している。よって、EUから独立した漁業権の確保を前提とし、水産物は英国・EU間のFTAがカバーする品目の一部として取り扱われるべきとの基本的立場をとっている。また、魚種資源の状況に鑑み、年ごとに漁業権交渉を行うノルウェー、アイスランド等と同様のメカニズムを構築するように提案している³⁶。

⑦モノならびにサービスの規制整合性

EUは、「公平な競争条件」以外にモノとサービスの規制の整合性についても、市場アクセスの度合いを決める条件として掲げている。英国とEUがいかに規制協力を図っていくかはセクター、サブセクター、さらには品目ごとに異なってくるであろうが、英国政府とEUの立場の隔たりは大きい³⁷。例えば、EUとのFTAで相互承認協定を盛り込む場合、英国にはどの程度の規制整合性が求められるのであろうか。EUのFTAにおける適合性評価に関する相互承認は、欧州経済地域（European Economic Area）の包括的なものを除いて極めて限られている。EUは、将来、EU域外国（英国を含む）と適合性評価に関して相互承認協定を結ぶ場合、EU域外国に対してEU向け輸出のみならず、当該相手国の国内市場に出回る全ての対象産品についてもEUルールの遵守を条件とする政策方針を打ち出している。つまり、EUとの完全な規制整合性が求められるということだ³⁸。

英国の目指すEUの規制からの独立性の再構築は、現在の段階ではまだ政治的な目標の段階から政策的な議論にまで発展する途上であり、英国としてどの分野でEUの規制から乖離し、どの方向へ向かうのか、国内で意見形成をさらに進めていく必要がある。

* * *

2020年末までにどれだけ交渉を行うことができるのかという時間的制限もさることながら、内容の面では、英国が「公平な競争条件」に合意しない限り、限られたFTAになる可能性が高い。対立事項が解決されず、将来の貿易関係が「カナダ・プラス」から「カナダ・スタイル」へ、さらには「カナダ・マイナス」へと限りなくWTOの基準での貿易関係に近くなる場合も考えられる。「カナダ・マイナス」の場合は、包括的な無関税ではなく、いくつかの分野（農業や漁業）を除いた無関税、さらには英国原産に対する厳しい原産地規則が適用されるであろう。交渉が最も難航した場合は、ボリス・ジョンソン政権の「オーストラリア・スタイル」という新しい表現が示すように、EU側から見れば「合意なき関係」、つまりWTOの基準での

³⁵ European Commission (2020).

³⁶ HM Government (2020).

³⁷ Financial Times, 21 January 2020.

³⁸ Gasiorok, M. and Holmes, P. (2017).

貿易関係にもなり得る³⁹。英国・EU 間でいかなる交渉が繰り広げられるか、予断を許さない状況が続くであろう。

(3) 英国の EU 域外国との貿易交渉 –5 つのオプション

ポスト・ブレグジットの英国の EU 域外国との貿易交渉には、(1) ロールオーバー（別称「継続的協定 (continuity agreement)」）、(2) ロールオーバー・プラス、(3) EU との FTA を有する国との新たな FTA、(4) EU との貿易協定を有しない国との新たな FTA、(5) 既存の複数国 FTA への参画の 5 つのオプションがある（表 3）。

英国は、EU との移行期間が終了する 2020 年末、英国として独立した WTO メンバーになる。仮に、同時点で EU もしくは EU 域外国と何らかの貿易協定を保持しない場合は、貿易相手国とは WTO の基準での貿易関係になる。英国政府は、EU 離脱に向けた議論が行われていた 2019 年から米国、オーストラリア、ニュージーランドとの二国間 FTA、「環太平洋パートナーシップに関する先進的かつ包括的な協定」（CPTPP = Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）への参画を最優先に準備を進めてきた。これらに加え、日本は 2019 年末に英国にとっての FTA 最優先国に位置付けられた。これらの最優先国の中でも、ボリス・ジョンソン政権の最大の目標は、米国との FTA 締結だ。英国政府は、EU との将来関係に関する交渉と並行的に米国との貿易交渉を進めていく立場を示している（2020 年 1 月現在）。

表 3：英国 5 つのオプション

選択肢	交渉相手国
ロールオーバー	20協定（50カ国）と合意（2020年2月時点）
ロールオーバー・プラス	例：韓国
EUとのFTAを有する国との新たなFTA	例：日本、カナダ
EUとのFTAを有さない国との新たなFTA	例：米国、オーストラリア、ニュージーランド
既存の複数国FTAへの参加	CPTPP

（出所）KRA 作成

① ロールオーバー（継続的協定：continuity agreement）

ロールオーバーとは、EU が締結した EU 域外国との貿易協定を英国側としてもそのまま当該の EU 域外国との貿易協定に置き換えることを意味する⁴⁰。ロールオーバー

³⁹ ボリス・ジョンソン首相の EU との交渉スタンスに関するスピーチ（2020 年 2 月 3 日）より。関連記事は Financial Times, 3 February 2020.

⁴⁰ 実際には、協定全てを複製する手間を省き、合意書に mutatis mutandis に則り、変更を必要とする箇所のみ掲載された付属書が添付される形式をとっている。

は、英国が EU との間で合意なしに EU から離脱した場合に WTO の基準での貿易関係になることを防ぐための措置として考案された。現在、英国は EU との 2020 年末までの移行期間にあるため、ロールオーバーを合意した国とは、経過期間が終了した次の日から協定が施行されることになる。よって、英国と EU が 2020 年 12 月 31 日の経過期間終了を延長しない限り、2021 年 1 月 1 日よりロールオーバーの協定が発効することとなる。

EU は、これまでに 70 カ国の EU 域外国との間に 40 近くの FTA を締結している。このうち、半数以上が開発途上国（国連の途上国分類）、4 カ国が後発開発途上国との FTA である。英国のこれらの国々との貿易は、モノの輸出に占める割合が約 15～17% となっている。英国は、これらの国々のうち、20 の貿易協定（50 カ国）のロールオーバー合意に至った（表 4）⁴¹。これらの国々は、ノルウェー、スイス、韓国を除いて開発途上国もしくは後発開発途上国であり、英国のモノの輸出に占める割合は 7.2% に過ぎず、輸入に占める割合は 8.4% に過ぎない。他方、ロールオーバーの合意に至っていない国々は、カナダ、日本、シンガポール、トルコ等の 20 カ国で、これらの国々とのモノの輸出が総額に占める割合は、輸出が 8.1%、輸入が 6.8% となっている（図 4）⁴²。つまり、ロールオーバーの合意に至ったのは、目下、英国が EU 加盟国として参画していた FTA におけるパートナーとのモノの貿易の半分を上回る程度にしか至っていないということである。

表 4：英国とロールオーバー（継続的協定）に合意示唆 20 カ国・経済圏（時系列）

ロールオーバー相手国	合意時期
コソボ	2019 年 12 月
ヨルダン	2019 年 11 月
モロッコ	2019 年 10 月
ジョージア	2019 年 10 月
南部アフリカ関税同盟（南アフリカ、ボツワナ、レソト、ナミビア、エスワティニ）、モザンビーク	2019 年 10 月
チュニジア	2019 年 10 月
レバノン	2019 年 9 月
韓国	2019 年 8 月
中米諸国連合（コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ）	2019 年 7 月
アンデス諸国（コロンビア、エクアドル、ペルー）	2019 年 5 月
ノルウェー、アイスランド	2019 年 4 月
CARIFORUM（アンティグア、バハマ、バルバドス、ベリーズ、キューバ、ドミニカ共和国等の 16 カ国）	2019 年 3 月
パプアニューギニア、フィジー	2019 年 3 月
リヒテンシュタイン	2019 年 2 月
イスラエル	2019 年 2 月
パレスチナ自治区	2019 年 2 月

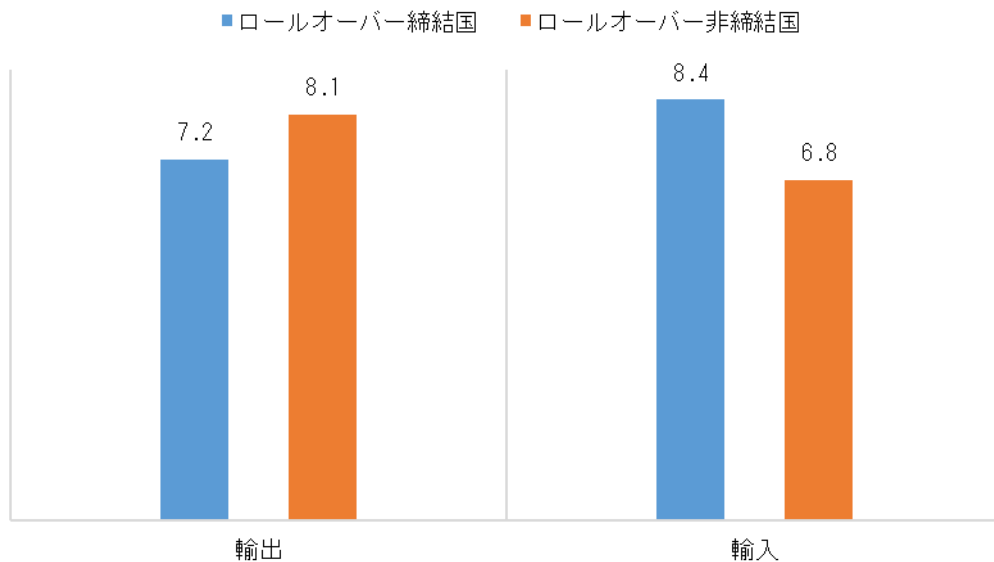
⁴¹ House of Commons Briefing Paper, 13 December 2019.

⁴² 同上。

スイス	2019年2月
フェロー諸島	2019年1月
東南部アフリカ（マダガスカル、モーリシャス、セーシェル、ジンバブエ）	2019年1月
チリ	2019年1月

（出所）英国政府の合意に関するプレスリリースを基にKRA作成

図4：英国のモノの貿易総額に占めるロールオーバー合意国と非合意国の割合



（出所）DIT, ONS Pink Book 2019, Table 9.14 を基にKRA作成

ロールオーバーには、EU との関係で様々な技術的課題が存在する。モノの貿易では、（1）主に原産地規則をEU との関係でどのように考えるのか、（2）利害関係国間（英国、EU のFTA 相手国、EU の三者）での相互承認をどのように取り扱うか、（3）EU 加盟時代の英国の農林水産物の関税割当を将来どのように割り当てるのか等の課題が指摘されている。

相互承認については、EU 域外国がEU といかなる相互承認の関係にあるかが英国との関係に影響を及ぼす。英国のスイスとのロールオーバーを例にとってみよう。スイスは、EU と20章からなるEU スイス・相互承認協定を有する。そのうち17の章の産業分野ではスイスがEU との間で規制の同等性を合意している。したがって、英国はそれ以外の①Motor Vehicles、②Good Laboratory Practice、③Medical Products, Good Manufacturing Practice inspection、batch inspectionの3つの章でロールオーバーに合意した。英国側の判断としては、単純に「17 分野」対「3 分野」という産業分野数で対スイス交渉結果が英国産業界にとってプラスないしマイナスに出たかどうかの評価には繋がらない。それは現在の英国の産業構造のみならず、離脱後に変化する国内外の経済環境で将来の産業構造がどのような形になるかによって初めて評価できるため、現時点での判断は時期尚早である。同様のことは欧州経済領域に属するノルウェーとの関係にも当てはまる。EU の非加盟国でありながら欧州経済領域の一員であるノルウェーとのロールオーバーは、モノの貿易のみに限定さ

れている。英国にとって対ノルウェー交渉の成果に関する評価は、今後も時々刻々と変化する内外の産業事情によって初めて判断されることになる。これらに見る諸事情からも、ロールオーバーの成果評価は容易ではないため、重要な技術的課題として認識されており、今後のロールオーバーの未締結国との交渉にあたっては EU との関係、さらには WTO との関係を考慮していかなければならない。

②ロールオーバー・プラス

英国とのロールオーバーに合意した国のうち、いくつかの国は、ロールオーバーを過渡的措置と捉え、長期的観点から見直しを行うことで英国側と合意している。韓国がその一例である。英国は韓国と 2019 年 8 月にロールオーバーで合意した。同合意では、EU・韓国 FTA で既に関税が撤廃されている品目については全て無関税を適用した他、いくつかの調整がなされた。例えば、原産地規則については限定的に 3 年間、EU27（英国を除いた EU の 27 カ国）における生産付加価値を引き続き原産地累積の対象とすることとしている⁴³。その他、地理表示の品目については、引き続き英国関連の地理表示対象品目 2 品（アイリッシュウイスキー、スコッチウイスキー）、韓国の地理表示対象品目 64 品目を対象とすること、EU 内を通過する輸出入も英国・韓国間の直接の輸出入と見なす等の調整が挙げられる。

英国と韓国は、同協定の再交渉を 2 年以内に開始すること、EU との離脱合意に基づいた離脱の場合は、移行期間に速やかに再交渉を開始することで合意した。もともと、韓国側としては、EU と米国の 2 大経済圏との FTA を有する韓国側の産業構造から見て、EU・韓国 FTA のスタイルと米国・韓国 FTA のスタイルの両協定を比較分析し、英韓二国間の貿易投資関係を反映させた新しい FTA を目指すという選択肢もあった。実際、米国側はサービス分野において EU 側よりも自国の輸出関心事項に絞った自由化を韓国側から勝ち取っている⁴⁴。サービス分野は英国産業界が競争力を有する分野であるだけに、韓国との間に FTA を結ぶことによって米国のように有利な条件を勝ち取る道があったかもしれない。しかし、既に EU・韓国 FTA をロールオーバーしてしまった英国と韓国にとっては、今後の再交渉において EU・韓国 FTA の積み上げを目指すしかなくなっている。このように、一般論として、ロールオーバー・プラスを結ぶ際にも気を付けなければならない点が残っている。

他方、FTA を結ぶ際にも一般論として留意すべき諸点がある。例えば、米韓 FTA や韓国・EU 間の FTA 等、韓国がこれまでに締結した FTA における最恵国待遇条項の存在もその一つである。仮に韓国が英国に対して米国または EU よりも統合深化度の高い自由化約束を行ったとする。そのような自由化約束は、それぞれの協定の定めに基づいて、米国または EU に自動的に均霑しなければならない。特に米韓 FTA では「同様の状況」（like circumstances）を均霑の対象としていることから、韓国としては英国に対し、米国と EU より統合深化度の高い自由化を簡単に譲歩するわけにはいかないであろう（最恵国待遇に関する詳細な議論は第 3 章第 1 節を参照）。

⁴³ これに対し、EU 側は、EU・韓国 FTA において、英国の移行期間後は、英国産を EU の原産地規則の対象とみなす措置は取らないとしている。

⁴⁴ Morita-Jaeger, M. et al. (2019).

EU 域内のみに限ってみれば、加盟国間での自由化度が高ければ高いほど経済的メリットも高いという前提に立っている。しかし、英国は必ずしもそのような前提には同意せず、結果的に離脱することになった。この問題が最恵国待遇の課題として象徴的に現れている。つまり、多くの国々がより自由化度の高い約束を FTA 相手国と結んでいても、必ずしもそれを他の国々には均霑したくないと考える理由もあるということだ。それは政府というものの基本的な任務・責任として、自国内の納税者の生命・財産を守る重要な使命があり、納税者による自国産業界の保護もまた重要な課題となるからである。当然ながら、単純に自由化度を高めることが自国産業界の事業拡大に貢献すると確信できる局面のみならず、自国企業の保護が必要と判断される局面も存在する。政府側の政策決定プロセスではこれら異なる局面に的確に対応していくバランス感覚が重要となる。

③EU との協定を保有する国との新たな FTA

既述のように、2020 年 1 月時点で、EU の FTA 相手国でいまだ英国とロールオーバーの協定を結んでいない主要国は、カナダ、日本、シンガポール等の 20 カ国に上る。これらの国々の市場が英国のモノの貿易に占める割合は、英国の総輸出の 8.1%、総輸入の 6.8%である（表 5）。仮に、EU との移行期間終了時（2020 年 12 月 31 日）に英国がこれらの国々とロールオーバーもしくは何らかの移行措置に関する協定を結べなかった場合は、WTO の基準での貿易関係となる。例えば、カナダの場合は英国からカナダへの輸出の約 78.4%（約 25 タリフライン）に対して平均で 5.1%、最高で 18%の WTO 最恵国関税が適用されることとなる⁴⁵。

⁴⁵ Gasiorrek, M. and Holmes, P. (2017).

表5：英国とロールオーバーの協定を締結していない国が英国の貿易に占める割合

	英国のモノの輸出に占める割合 (%)	英国のモノの輸入に占める割合 (%)
アルバニア	0.0	0.0
アルジェリア	0.1	0.5
アンドラ	0.0	0.0
ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.0	0.0
カメルーン	0.0	0.0
カナダ	1.7	1.3
エジプト	0.4	0.2
ガーナ	0.1	0.1
コートジボワール	0.0	0.0
日本	1.9	2.0
ケニア	0.1	0.1
メキシコ	0.5	0.3
モルドバ	0.0	0.0
モンテネグロ	0.0	0.0
北マケドニア	0.3	0.0
サンマリノ	0.0	0.0
セルビア	0.1	0.0
シンガポール	1.4	0.5
トルコ	1.4	1.8
ウクライナ	0.2	0.1
合計	8.1	6.8

(出所) DIT, ONS Pink Book 2019, Table 9.14 を基に KRA 作成

これらの国々が英国とロールオーバーの協定をいまだ結んでいない理由は各国それぞれに異なるであろうが、概ね、(1) EU という複数国間の経済圏との協定をそのまま英国との二国間協定に置き換えることは必ずしも適さないとの判断、(2) 一度 EU との協定をロールオーバーしてしまうと同協定に縛られることになり、長期的な二国間貿易関係を構築する立場から新たな協定を作ることが難しくなるとの考え、(3) ロールオーバーをしても原産地規則等の根本的課題が残る可能性があり、EU との関係、WTO との関係で課題が残り得ること(詳細は本節(1) ロールオーバーを参照)に対する懸念等が主な理由になるものと推測される。

英国と EU の合意の中では、EU 離脱後の英国は移行期間から EU 域外国と貿易交渉を開始することができる旨、合意が形成されている。しかし、現実的には、英国の EU との貿易関係や WTO との関係が法的に確定する前にどこまで EU 域外国との交渉を進めることができるのかという問題が引き続き存在している。特に、EU との将来関係について、2020 年末までの移行期間中に対 EU 交渉をまとめられるか否かが、その他の国々との新たな FTA の交渉にも影響を及ぼすものと考えられる。本件に関し、例えばカナダ政府は、英国の移行期間終了とともに英国との間に FTA が必要となる

ことを示唆しつつも、二国間 FTA 交渉は英国の EU との将来関係に大きく左右されるとの見解を示している⁴⁶。

EU と FTA を有する国が新たに英国と FTA を交渉する場合にも、ロールオーバーを巡る課題として説明したように、原産地規則や規制の整合性に関して EU との関係を明確化することが必要となる。

これらの課題を乗り越えるには、まず英国・EU 貿易協定が定まることが第一条件となるため、英国がカナダや日本等の FTA 相手国とだけで解決できる問題ではなく、EU を交えた複数国間交渉が必要になる。

他方、ロールオーバーに縛られない新たな二国間 FTA の交渉は、現存の EU との FTA をモデルとしつつ、EU との交渉では得られなかった事項(例：デジタルエコノミー、投資保護等)について他の FTA モデルの要素を入れつつ、既存の EU との「FTA プラス」を策定できる利点もある。つまり、英国との現在の二国間関係と、将来を見据えたさらなる経済協力を念頭に置き、前向きな協定に結びつけられる可能性を秘めているということだ。

ただし、前述したとおり、自由化約束については、EU との協定における最恵国待遇条項の適用が問題となる。英国の貿易相手国は、英国に有利な約束をした場合には EU にその約束を均霑しなければならない。また、英国・EU 間の「カナダ・プラス」で英国と EU が EU 域外国との間で結んだ FTA より優位な自由化約束を行った場合、最恵国待遇条項に準じて EU 域外国にその優位な約束を均霑しなければならない⁴⁷。既述のように、単純に自由化が高ければ高いほど経済的メリットが高まるのだとすれば、本来は最恵国待遇の条件が問題とはならないはずであるが、それがなおも問題になっているということは、各国・地域とも自国産業の保護の必要性も認識している事実の証だと言える。

④EU との貿易協定を有しない国との新たな FTA (例：米国、オーストラリア、ニュージーランド)

EU との貿易協定を有しない国の中で、英国が新たな二国間 FTA を結ぶことに最も積極的な国は、米国、オーストラリア、ニュージーランドである⁴⁸。中でも、米国との貿易協定については、EU 離脱派が EU を離脱することのメリットとして国民投票キャンペーン当時から主張してきた⁴⁹。中国との貿易政策を巡っては、ファーウェイ(華為)問題への対応で全世界に取引禁止を求める米国に対し、敢然と抵抗して独自の路線を貫くボリス・ジョンソン政権ではあるが⁵⁰、EU 離脱による経済的デメリットの埋め合わせ策の一つとして英語圏経済との関係構築が不可欠との認識から、米国や英連邦諸国を中心とする各国との貿易交渉にチャレンジする姿勢を見せてい

⁴⁶ カナダ政府の Brexit に関する企業向け情報提供ウェブサイトより。<https://www.tradecommissioner.gc.ca/united-kingdom-royaume-uni/information-brexit-renseignements.aspx?lang=eng>

⁴⁷ このような FTA の最恵国待遇条項の法的拘束が実際にいかに実施されているかについては、明らかになっていない。

⁴⁸ EU は、オーストラリアとの FTA 交渉ならびにニュージーランドとの FTA 交渉をそれぞれ 2018 年 6 月に開始した。交渉は 2020 年 2 月時点で継続中。

⁴⁹ Boris Johnson, 9 May 2016.

⁵⁰ 小松啓一郎(KRA 代表)による元英国外務省高官(東アジア担当)兼英国王立国際問題研究所(チャタムハウス)研究員へのインタビュー(2020年2月25日に実施)。ただし、チャタムハウス・ルールにより個人名の記載は不可。

る。特に、米ソ冷戦終結後に唯一の超大国となっている米国との FTA 締結はポスト・ブレグジット貿易交渉の最重要課題と位置付けている。

はたして、英国は EU27 との貿易に次いで重要な貿易相手国である米国と経済的に意味のある FTA を結ぶことができるのだろうか（詳細は第 3 章第 1 節を参照）。関税撤廃については、英（EU）・米ともに現行の最恵国（MFN=Most-Favoured-Nation）関税（単純平均）は既に低く、それぞれの輸出品目に課せられる関税は限られている。英国独自の MFN 税率については 2020 年 2 月時点で意見募集中だが、EU の対外共通関税率を一部修正するだけとすれば、関税撤廃で英米 FTA が生み出す効果は限られているとみられる。他方、英国の対米サービス輸出（53%）がモノの輸出（47%）を上回っていることから、英国にとってサービス分野が極めて重要な交渉分野となる。よって、経済的に意味のある FTA にするには、米国におけるサービス分野での貿易障壁削減は、モノにおける規制障壁の削減とともに、全力を挙げて取り組む必要がある。

しかしながら、英国は 4 つの課題に直面している。第一の課題は、英国が貿易交渉上、米国より経済面で弱い立場に置かれていると思われることだ。一方では対 EU 警戒心（対抗意識）の強い米国側の歴代政権とも政治的には英国との連携強化を欲しており、現在のトランプ政権も英国との早期貿易協定締結に積極的である。しかし、米国側の政治的インセンティブは、EU に取って代わる新たな輸出先を確保したい英国側が「3 年以内に貿易量の 80% を FTA でカバーする」という必要性に迫られているプレッシャーとは異なる⁵¹。むしろ、そのような立場に置かれた英国に対し交渉力を発揮、米国産業界の欲する条件を得ようという可能性が残っている。経済面に限って見れば、米国は英国の総 GDP の 8.2 倍、総人口はほぼ 5 倍の経済規模を有する。また、英国のモノの輸出に占める米国の割合が約 15% であるのに対し、米国のモノの輸出に占める英国の割合は約 3% にすぎない。

第二に、英国の米国依存度は、サービス分野において非常に高い（英国の国別サービス輸出の約 22% を米国が占める）が、サービス分野で価値のある自由化約束を米国から導き出すことは困難だと思われる。まず、サービス貿易ならびに投資関係で緊密な分野は両国ともビジネスサービス、金融サービス、観光と重複しており、相互補完関係にはない。さらに、英国が新たな自由化を米国から得るには、サービス分野における米国内の州レベルでの異なる規制システムに対処することが必要となる。これらの分野は米国・EU 間で行われた TTIP（Transatlantic Trade and Investment Partnership）の交渉時（2013 年～2016 年）に既に英国が EU サイドからの要求として米国に自由化を要求していた分野であり、その TTIP 交渉において米国側は自由化に否定的な立場を貫いた経緯がある⁵²。このため、英国が一国となって臨む二国間交渉ともなれば、米国の連邦レベルとしても、非常に強い権限を持つ州レベルでの規制までを貿易交渉の対象にできる可能性はほぼないとの見方もある⁵³。EU への対抗意識や警戒心の強い米国政府側が、対 EU 交渉時よりもむしろ今後の英国一国との交渉過程において、米英関係強化の観点から軟化の方向性を見せる可能性

⁵¹ Sands, P. et al (2018).

⁵² Sands, P. et al (2018).

⁵³ Sands, P. et al (2018).

もあるが、いずれにしても連邦レベルとしては州レベルへの影響力が限られているため、先行きは見えていない。

第三の課題は、英国内において、現在の EU 型の規制システムとは全く異なる米国型の規制システム等に移行するために必要なインセンティブが利害関係者にどこまで存在しているかという点である。今後の対 EU 交渉との関連では、EU からの規制の乖離について、英国内における意見形成が各論ではいまだ集約できていない(詳細は第 3 章第 2 節、第 3 節参照)。例えば、WTO の「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」(SPS=Sanitary and Phytosanitary) 関連規制では、米国側は科学的根拠に基づいた規制を主張するが、英国側は EU 加盟国として、EU 型の予防原則 (Precautionary principle) 重視の規制システムを構築してきた。既に米国側は農産品の輸出増加に強い関心を示しているが、英国内の世論は、従来の米国型の SPS 規制管理に批判的である。

第四の課題は、英国内の利害関係の調整である。米国は既に英国とのポスト・ブレグジットにおける二国間貿易交渉の目的を明らかにしており、米国の関心事項については、英国内で自国の市場自由化について調整が必要となる⁵⁴。例えば、国営医療サービス (NHS=National Health Service) 内の医薬品市場に米国の医薬品業界が強い関心を示し、英国に市場開放を求める可能性が高いことに関し、英国内の一部の世論は強く反対しており、英国政府も交渉の対象としないことを明言。また、農業産品の関税自由化で米国からの安価な農業産品輸入が増加することに対しては、英国の農業関係者が反対し、消費者団体は一般的に米国の農業産品の安全性に懸念を示している(詳細は第 3 章第 3 節)。

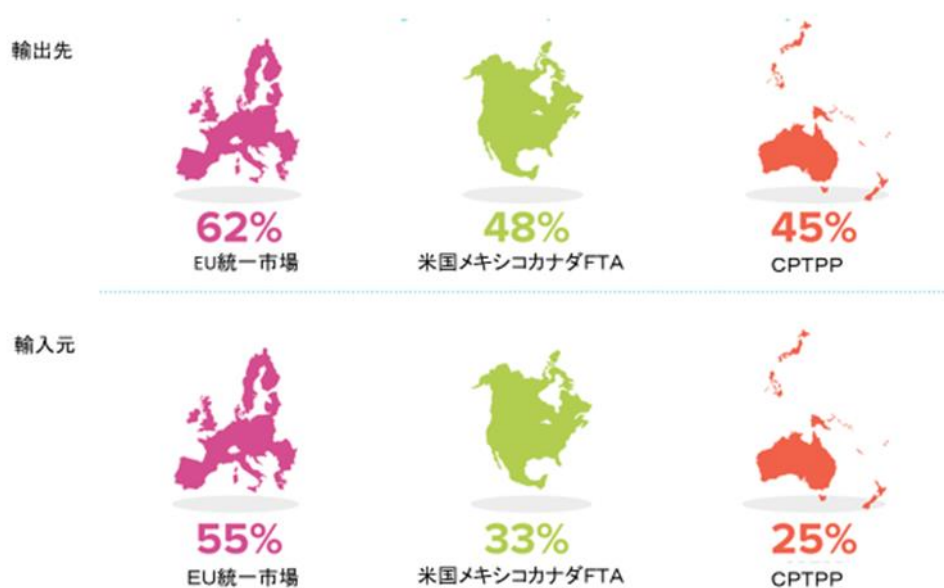
⑤既存の複数国 FTA への参画

上記の 4 つの課題を抱えるオプションの他には、既存の複数国 FTA への参画が考えられる。先に述べたように、英国政府は二国間 FTA(米国、オーストラリア、ニュージーランド、日本)に並んで、CPTPP への参画を優先事項に入れている。英国政府の CPTPP への参画には、主に 3 つのインセンティブが存在する⁵⁵。第一に、地域全体の総 GDP が世界の GDP の 13%、総人口が 5 億人の市場を有し、急成長するアジア・太平洋市場への英国系ビジネスの参入を推進できる可能性を秘めている。特に、英国政府は自国産業界が競争力を有するサービス分野での市場開拓や、中小企業の市場参入機会の推進を CPTPP で図ろうとしている。例えば、英国の小規模企業連盟である FSB (Federation of Small Business) のメンバーの 45%が CPTPP を今後 3 年間の重要な輸出市場と捉えており、輸入先としては 25%が重要視している(図 5)。第二に、CPTPP 参加を通じて日本やカナダとの経済的な結びつきを強め、ポスト・ブレグジットにおける経済外交の第一歩とすることである。第三に、国際的に多角的貿易体制が求心力を失い、米国と中国の対立的な通商関係が継続する中、英国側も電子商取引、持続可能性や、腐敗防止等の幅広い分野を包括する CPTPP 内でルールを作る側のルール・メーカー (Rule maker) としての役割を享受できるとの期待がある。

⁵⁴ USTR (2019).

⁵⁵ DIT press release, 30 December 2018.

図 5：英国系中小企業が FTA 地域ごとにみた市場の重要性



(出所) FSB and UKTPO (2020). The Representation of SME Interest in Free Trade Agreements: Recommendations for Best Practice, p.3 を基に KRA が日本語版作成

他方、CPTPP 加盟国の中には、英国の加盟は地理的条件を考えるとそぐわないと見る消極的な立場もある。その他、英国内の一部でも、特に農業産品については、カナダやオーストラリア、ニュージーランド等からの輸入増加とそれによる英国農業市場の競争激化への懸念、農業産品に関する規制協力を進めた場合の EU 規制との整合性や、これまでの規制水準（特に健康、安全対策、食料品の安全）に及ぼす悪影響の可能性等についての懸念もある。

目下、英国政府は米中両国が未加盟の CPTPP 内で圧倒的な貿易量を維持して主導権を有する日本に対し、自国の CPTPP 加盟への協力を要請している。国内調整課題についても今後の行方を注視していく必要がある。

3. ポスト・ブレグジットの国際貿易政策を巡る英国内の 3 つのチャレンジ

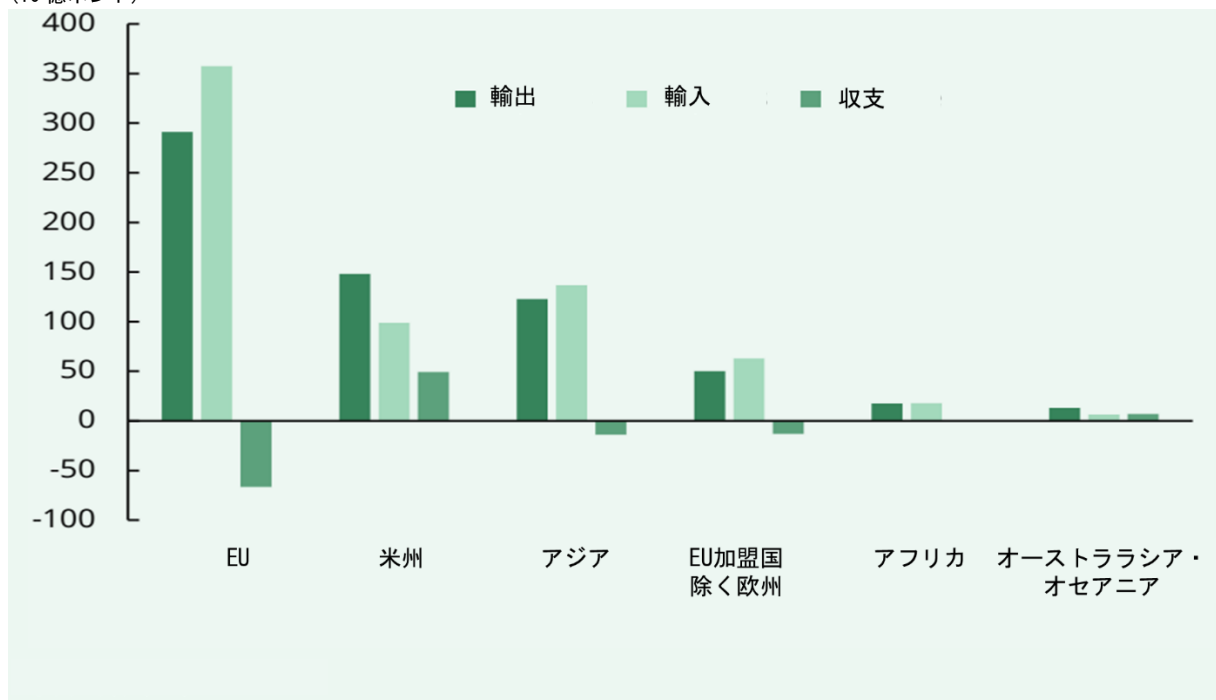
(1) ポスト・ブレグジットの英国・EU 間の貿易の減少を EU 域外国との自由貿易協定 (FTA) で補えるか

EU との緊密な関係を構築してきた英国の貿易

これまでの英国経済は、EU 関税同盟ならびに EU 単一市場のメンバー国として EU 域内で緊密な貿易投資関係を構築してきた。このため、EU 加盟国との貿易は、英国の総輸出額の 45%、総輸入額の 53% を占める (2018、国民統計局、UK)。これに比し、米州への輸出は 23%、輸入が 13% であり、またアジアへの輸出、輸入はともに 20% であるため、EU との貿易量をはるかに下回っている (図 6)。モノの貿易とサービス貿易を分けて見てみると、モノの貿易に占める EU 加盟国の割合は輸出が 50%、輸入が 54% であり、サービス貿易の輸出が 40%、輸入が 48% より若干上回る。逆に、米州との関係では、サービス貿易がモノの貿易を上回る。アジアではモノの貿易がサービス貿易を上回る (図 7)。

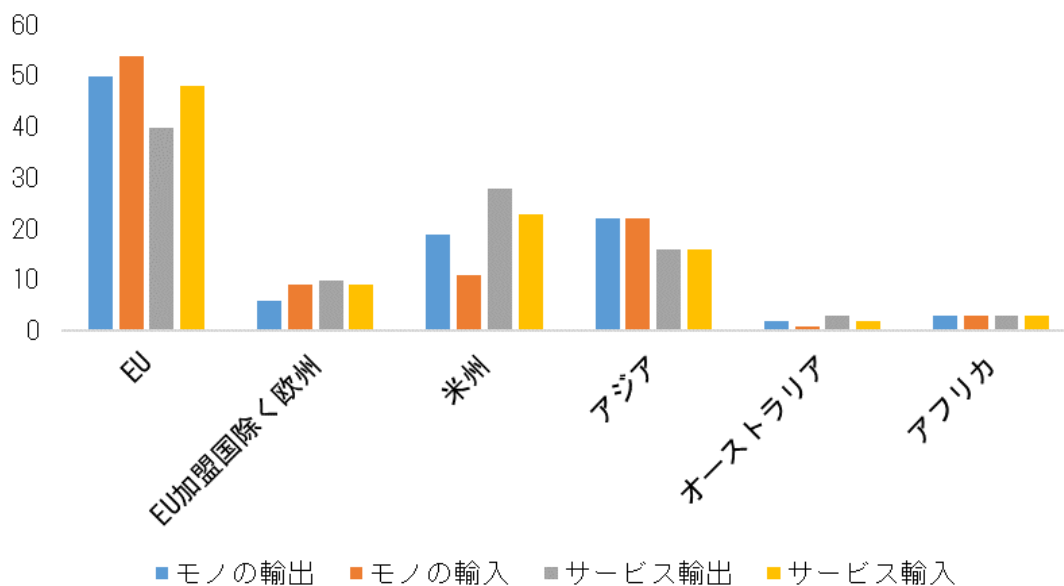
図 6：英国のモノとサービスの貿易、2018 年

(10 億ポンド)



(出所) Geographical pattern of UK trade, House of Commons, Briefing Paper 7593, November 2019 を基に KRA が日本語版作成

図 7：英国のモノとサービスの貿易、地域別比率（%）、2018 年



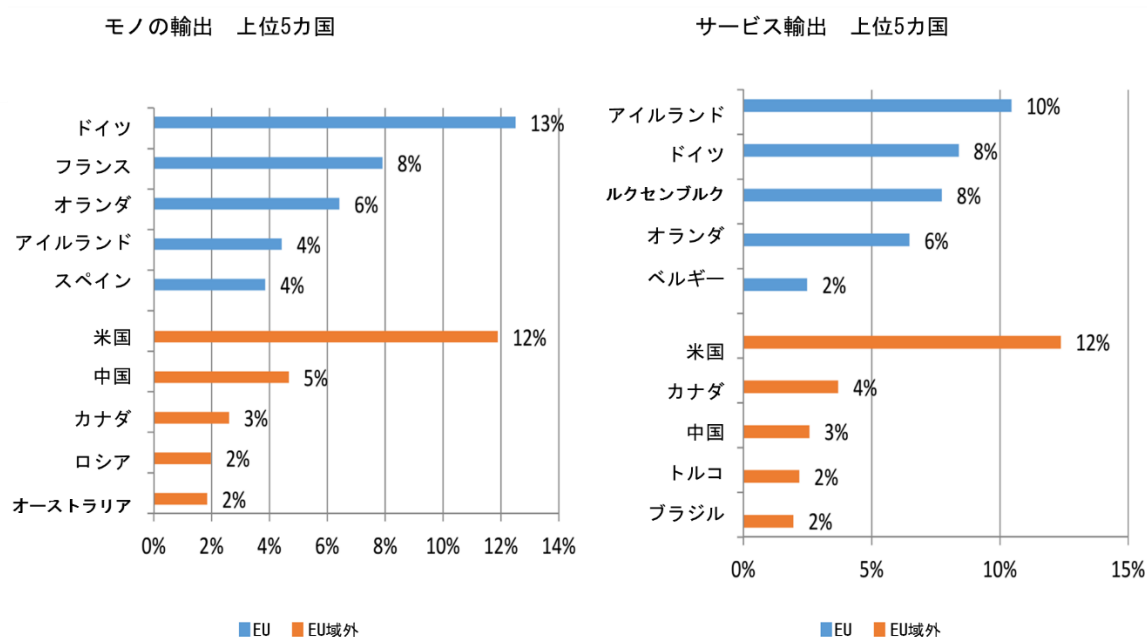
(出所) Geographical pattern of UK trade, House of Common, Briefing Paper 7593, November 2019 より KRA 作成

さらに、英国の貿易パートナーを国ごとに比較してみたい。英国の EU 加盟当時 (EU 関税同盟ならびに EU 単一市場メンバー) には、EU 向け輸出の増加 (特にサー

ビスの輸出) が促されるとともに、英国経済のグローバル・バリューチェーンへの参画がもたらされてきた⁵⁶。2018年の英国の輸出入相手を国別に見てみると、モノの輸出では、ドイツ、米国、フランス、オランダ、中国、アイルランドが主要輸出先であり、サービスの輸出では、米国、アイルランド、ドイツ、ルクセンブルク、オランダ、カナダが主要輸出先である(図8)。モノの輸入については、ドイツ、中国、米国、オランダ、フランスが主要輸入国であり、サービスの輸入については、米国が29%も占め、大差ではあるが、オランダ、アイルランドがその他のトップ輸

図8：英国の国別輸出先

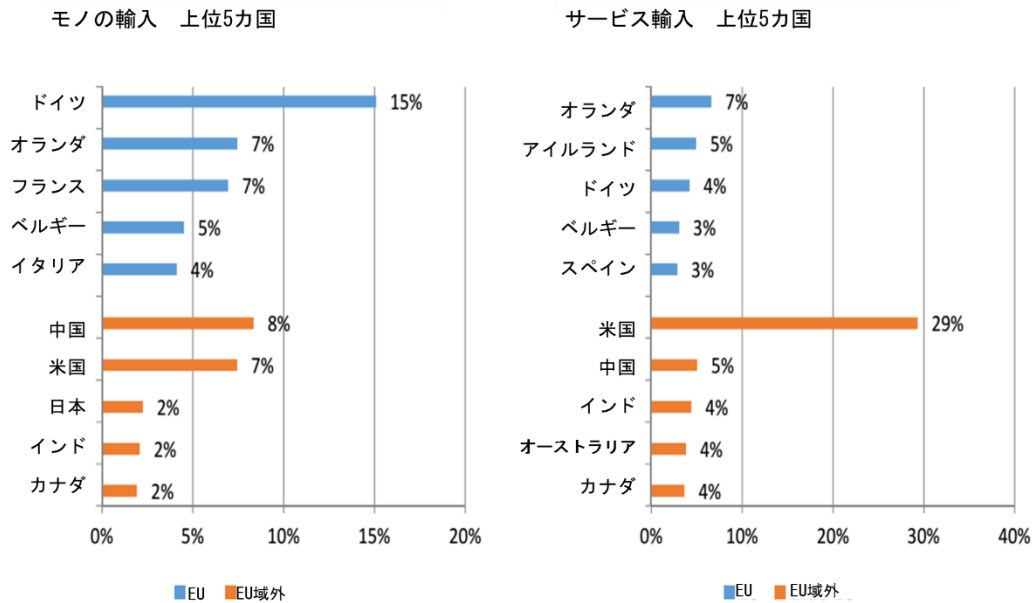
入国に入る(図9)。



(出所) Mulabdic, A. et al. (2017). p. 10 を基に KRA が日本語版作成

⁵⁶ Mulabdic, A. et al. (2017).

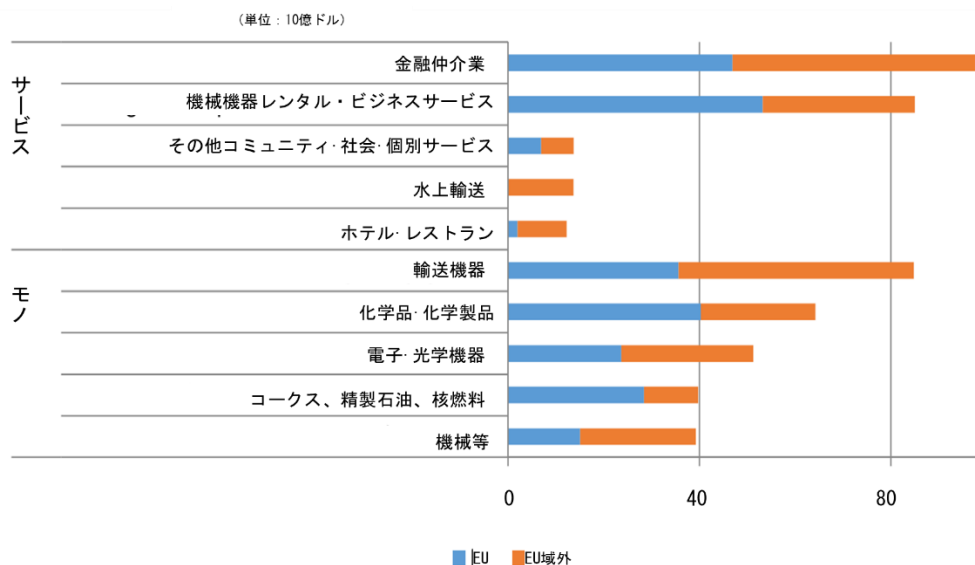
図9：英国の国別輸入先



(出所) Mulabdic, A. et al. (2017), p. 10 を基に KRA が日本語版作成

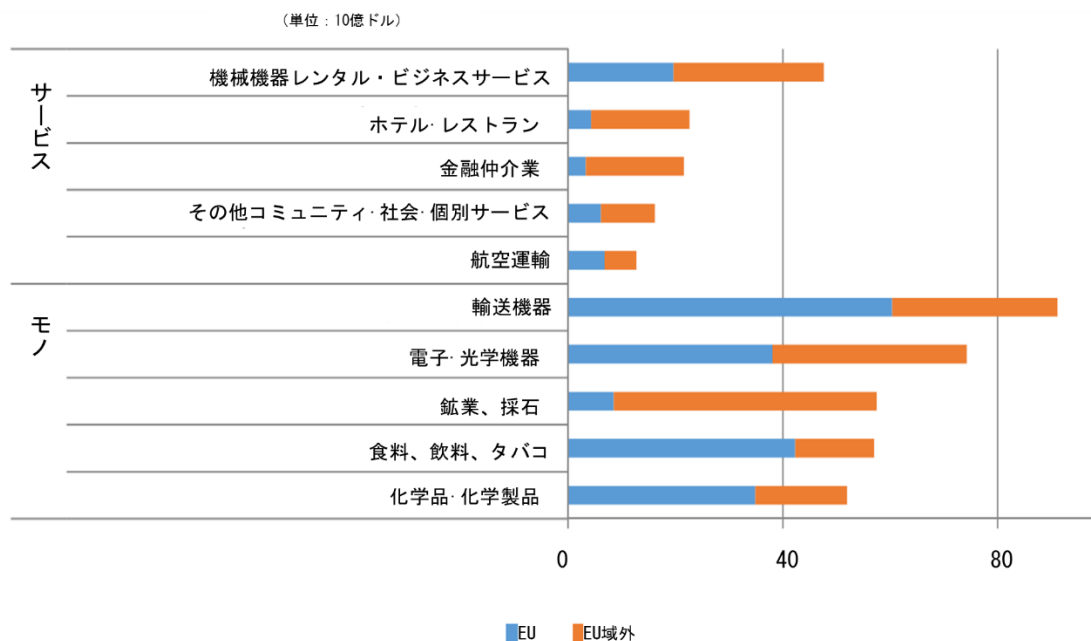
英国の比較優位はどこにあり、また、どのセクターにおいて EU との関係が緊密なのだろうか。主要な輸出品目を見てみると、モノの輸出では、「輸送機器」、「医薬品」、「電子光学機器」の輸出が上位3分野であり、EU 向けが半分もしくは半分以上を占める。サービスでは、「金融仲介」と「機械機器レンタル・ビジネスサービス」の輸出が際立っており、半分以上が EU 向けの輸出である（図10）。サービス輸入では「機械機器レンタル・ビジネスサービス」が主なセクターであり、EU からの輸入が約半分を占める。モノの輸入に関しては、モノの輸出と同様に「輸送機器」、「電子光学機器」の輸入が際立っており、うち EU からの輸入が半分以上を占める。その他、「食料品、飲料品、タバコ」と「衣料品」の EU からの輸入量が極めて多い（図11）。

図 10：英国輸出トップ5（サービス、モノ）



(出所) Mulabdic, A. et al. (2017). p11 を基に KRA が日本語版作成

図 11：英国輸入トップ5（サービス、モノ）



(出所) Mulabdic, A. et al. (2017), p11 を基に KRA が日本語版作成

EU 離脱と FTA を土台にした英国・EU 間の新たな関係が貿易に与える影響

現在、英国は EU との貿易交渉で「カナダ・スタイル」の FTA 締結を目指しているが、これまでの主な研究結果からは、EU との将来関係が深ければ深いほど、つまり関税障壁だけでなく、非関税障壁が少ないほど、貿易量の減少を食い止められることが予測されている。例えば、第 1 章第 1 節で見たように、「カナダ・スタイル」のような FTA を締結する場合の貿易量の減少はノルウェー・シナリオをはるかに上回るとされている。このような貿易量の減少予測は、離脱後の英国企業にとって代

わるだけの競争力（商品の質および価格等）を有する新規企業が EU 域内で現れる前提に基づく。仮に、EU 域内にそのような新規企業が現れない場合には、それなりに課税されることになったとしても、既存の英国企業が一定の市場占有率を維持することになるため、貿易量の減少幅はこれらの予測値より縮小することになる。

英国経済の約 80%を占め、英国の貿易輸出の約 45%を占めるサービス分野の貿易は具体的にどのような影響を受けるのだろうか。上記と同じ前提に基づく予測値を見れば、サービス分野においては、EU のサービス単一市場から外れたことにより、これまでのような条件で英国から EU へサービス輸出を行うことが難しくなる。提供するサービスのタイプや手段によって EU のサービス単一市場からの離脱が与える影響は異なるが、既に一部の企業が EU 向けサービスの拠点を英国から EU27 内に移転したことは周知のとおりである。

表 6 は、英国が EU と FTA を結んだ場合、どのような影響を及ぼすかについて主要分野ごとに試算したものである⁵⁷。同試算によると、英国から EU への金融分野の輸出が 59%減少するのを筆頭に、生命保険・年金サービスが 19%減少、運輸サービスが 15%減少、その他ビジネスサービスが 10%減少することが予測されている。

表 6：EU と FTA を締結した場合の英国から EU への輸出の減少予測

（単位：億ポンド、%）	運輸	生命保険・年金	金融	電気通信、コンピュータ、IT	その他のビジネス
英国からEUへの輸出（EU加盟時）	115	40	236	76	222
英国からEUへの輸出（EUとFTAを結んだ場合）	97	33	98	79	200
貿易額の変化	-18	-7	-138	2	-22
変化率	-15%	-19%	-59%	3%	-10%

（出所）Lowe, S. (2019). What a Boris Johnson EU-UK free trade agreement means for business, Centre for European Reform, 5 November 2019、3 ページを基に KRA が日本語版作成

英国・EU 間に生じ得る今後の関税面での変化に焦点を当てて見るとすれば、経済への影響はどうなるだろうか。2020 年末の移行期間終了時まで EU との将来関係が合意できずに EU との関税率が WTO の基準になった場合には、英国、EU ともに事業コストが上がり、消費者の負担を招くことになる。

EU との貿易量の減少がもたらす英国経済への影響

上記の通り、仮に企業側の行動がこれまでと全く変わらないと仮定し、また英国政府による今後の国内産業振興政策等も効果を現わさないとした場合、EU 離脱と FTA を土台とした英国・EU 間の新たな貿易関係は貿易量の減少をもたらすと試算されているが、そのようになった場合には、英国経済にはいかなる影響をもたらすのだろうか。メイ前政権下の英国政府が 2018 年に行ったブレグジットによる英国経済

⁵⁷ Lowe, S. (2019).

への長期的な影響に関する経済分析では、英国がEUとの将来関係でFTAを結べたとしても、英国がEU加盟国であり続けるよりも4.9%から6.7%のGDP減少をもたらす旨、予測していた。英国の学術研究グループ「The UK in a Changing Europe」による2019年時点の経済分析では、最終のEU離脱協定（ボリス・ジョンソン政権の協定案）が一人当たりGDPに及ぼす影響は、EU加盟国であり続ける場合と比べて2.5%減と試算されており、メイ前政権時のEU離脱合意（1.7%減）よりもさらに大幅に経済的に負の影響をもたらすと結果が出ている（表7）⁵⁸。ただし、同経済モデルは生産性に対する貿易の動的影響（dynamic effects）を考慮していない⁵⁹。動的影響をモデルに入れた場合、英国経済への負の影響はさらに高まり、最終のEU離脱協定下では一人当たり国民所得6.4%の減少をもたらすと予測される（メイ前政権時のEU離脱合意では4.9%減、合意なき離脱の場合には8.1%減）。これらの経済分析の結果は、用いる経済モデルによって多少数値が異なってくるが、EU離脱がもたらす英国・EU間の貿易量の減少は英国経済に悪影響を及ぼすという結果では一致している。

本報告書の中でも繰り返し指摘しているように、このような悪影響はあくまでもEU離脱による英国の対EU貿易・投資関係で、英国企業側の民間活力や英国政府による国内産業振興策の成果というプラス要因を取り敢えずは除外して予測した場合の一側面に過ぎない。従って、ここで見る悪影響の予測値のみをもって今後の英国経済環境全体が悪化すると決めつける根拠にはならない。

ここで補足すれば、EU離脱後の新事情を見越している英国産業界では、中小企業も含めて既に敏感な反応や対応を見せており、EU域外の国際市場に向けて積極的にアプローチしている。このような民間側の動きは、英国政府による今後の対外的なFTA交渉の行方に関わらず、まずは企業側が「1分間の活動がどれくらいの利益を生むか」と迫られる厳しい競争下で「将来の利益の源泉」を賭けて闘っている姿であり、FTA交渉とは別の大きな成長要因として存在している。

事実、英国の中小企業も早くも米州、アジア・太平洋州を含むEU域外への事業展開を加速しようとしているように見受けられる。実際、英国政府も、2020年1月には英国アフリカ投資サミットを開催し、英国と歴史的関係の深いアフリカ地域に焦点を当て、投資の促進や貿易の活性化に取り組み始めている⁶⁰。

さらに、英国政府による今後の国内産業振興策等の影響もこのような企業努力への後押しとして現れる可能性がある。EU離脱直後の現段階（2020年2月）においては、これらの別の諸要因が将来の英国の国民経済にどのようにプラスに影響するかを算出できるデータがいまだ揃っていないため、今後の英国の経済環境全体が向上するのか、悪化するのかについては正確に予測できないのが現状となっている。今後、英国政府の財政支出・産業政策等がどのような政策効果をもたらすのか、それによって今後想定される英国・EU間の貿易の減少分を上回る効果が出てくるのか等の動向にも引き続き注視が必要である。

⁵⁸ The UK in a Changing Europe (2019). The Economic Impact of Boris Johnson's Brexit proposals. 同レポートでは、生産性や人の移住等を経済モデルに入れた場合と入れなかった場合など、いくつかの試算を提供している。

⁵⁹ 同上。

⁶⁰ Department for International Development, Department for International Trade and Foreign & Commonwealth Office (2020).

表7：EU 離脱が1人あたり国民所得に及ぼす影響（動的影響を除く）

	1人あたり 国民所得変化率	1人あたり 国民所得に及ぼす影響(ポンド)
メイ前政権の離脱案	-1.7%	-500
ジョンソン政権離脱合意	-2.5%	-800
WTO（合意なき離脱）	-3.3%	-1,000

（出所）The UK in a Changing Europe (2019). p7 を基に KRA が日本語版作成

他方、英国・EU間の経済関係のみに視野を戻し、EU 離脱後の他の諸要因が変化なしとの前提に立った場合の予測値を見てみたい。英国の製造業への影響を試算すると、EU 離脱は平均的に製造業の価格を押し上げるが、さらに R&D の投下度合いで負の影響のレベルが異なる。ハイテク度がある程度高い産業ほど、価格の上昇率が大きく、EU 離脱によって英国内の生産がリスクにさらされることが分かる（表8）⁶¹。

表8：R&D の投下度ごとにみる EU 離脱が及ぼす英国内生産への影響

R&D投下度	欧州経済領域	EUとのFTA、EUとFTAを有する国とFTAを締結	EUとのFTA	合意なし	EUとFTAを有する国、その他の国々とのFTAを締結
	価格の上昇率 (%)				
高	1.5	3.8	4.0	5.0	4.0
中高	2.0	5.3	5.7	9.2	7.7
中	0.8	1.7	2.3	3.1	1.6
中低	0.6	1.8	1.9	2.9	2.0

（出所）Gasiorek, M. et al. (2018), p11 を基に KRA が日本語版作成

英国のサービス経済への影響はどうだろうか。2016 年の EU 離脱を巡る国民投票から 2020 年 1 月 31 日の EU 離脱に至るまで、英国の政界やマスメディアにおけるブレグジット関連の議論では、モノの貿易ばかりが取り上げられており、サービス貿易に関する議論が不十分だとの声もあった。地域別にサービス貿易の盛んな地域を見てみると、ロンドンと南西イングランドだけでサービス貿易の輸出の 62%を占めるため、EU のサービス単一市場からの離脱がこれらの地域経済に与える影響は避けられないと見られる。他方、サービス貿易輸出の EU 市場への依存度を見てみると、地域ごとに EU への輸出に特化するサービス分野が異なる。EU への輸出依存度が高い北東イングランド（特に流通・自動車貿易、製造業の企業が関与するサービス輸出）とミッドランド西部（特に流通・自動車貿易、レンタルサービス）は、他の地域と比べて英国の EU 離脱の経済的打撃が大きくなることが予測される（表9 参照）

⁶²。

⁶¹ Gasiorek, M. et al. (2018).

⁶² Borchert, I. and Tamberi, N. (2018).

表 9：英国地域、セクター別にみるサービス輸出における EU の占有率

地域	セクター								
	第一次産業	製造業	卸売・ 自動車業	建設業	小売業	ICT産業	専門職 サービス	実務 サポート	公共実務 その他
北東	50.0	61.5	70.2	50.0	52.9	41.7	20.8	65.6	33.3
北西	69.7	23.4	-	41.9	-	33.8	31.3	23.0	-
ヨークシャー・ ハンパー	-	33.7	57.9	44.1	53.7	34.2	42.3	50.9	-
ミッドランド東部	63.5	34.1	51.6	35.0	42.9	43.1	28.7	49.6	42.3
ミッドランド西部	60.0	54.5	61.2	35.6	61.4	48.6	33.9	40.2	46.5
東イングランド	-	42.4	56.5	30.4	36.5	29.9	27.3	39.8	-
ロンドン	-	59.0	37.0	18.7	46.2	40.4	31.5	49.3	-
南東	37.3	28.6	56.6	45.6	17.6	53.4	35.2	67.8	41.2
南西	64.7	21.3	-	32.9	-	50.1	31.0	43.9	-
ウェールズ	44.4	32.6	34.5	30.0	45.5	49.3	27.3	44.4	33.3
スコットランド	9.7	23.2	56.6	37.3	50.0	38.4	25.1	36.2	22.4

Sources: Office for National Statistics (2017a); and authors' calculations.

Notes: Entries denote the share, in percent, of regional services exports by sector that are directed to EU countries. Column entries only comprise functional SIC categories from ITIS.

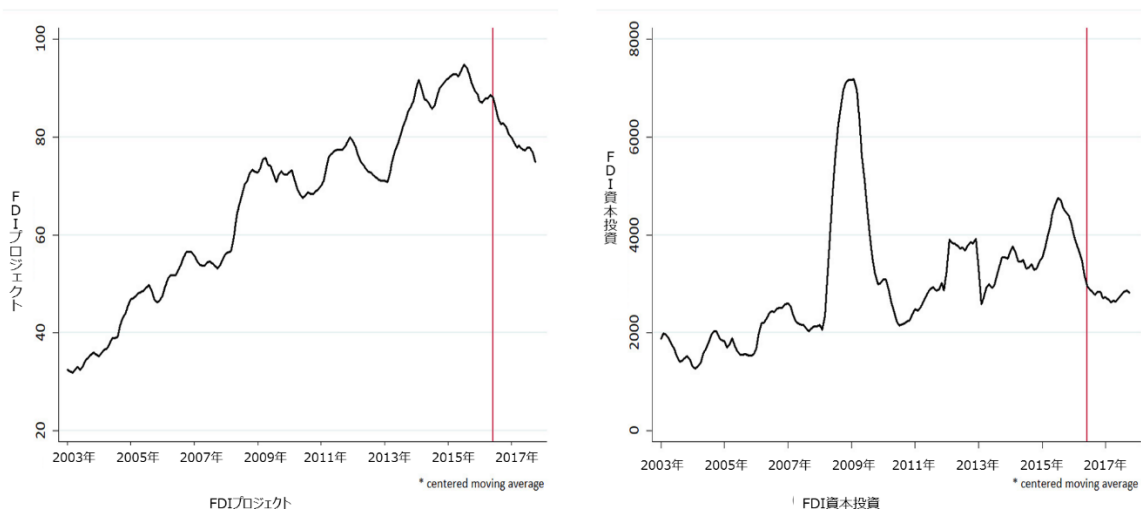
(出所) Borchert, I. and Tamberi, N. (2018), P5 を基に KRA が日本語版作成

以上の分析では、英国の EU 離脱がもたらす英国・EU 間の貿易の減少予測ならびに経済への影響について考察したが、投資への影響はどうだろうか。2016 年の EU 離脱を巡る国民投票から 2017 年までのところ、英国への直接投資 (FDI) は減少傾向にあった (図 12)。例えば、EU28 カ国 (英国離脱前) 向けの FDI のうち、英国向けの比率は、2015 年の 25% から 2017 年には 18% まで減少している。英国における経済政策の不確実性は、国民投票以降、ヨーロッパ全体の平均値より高くなっていることから (図 13)、ブレグジットをめぐる経済政策の不確実性が英国向け FDI に影響を及ぼしたものと推測される⁶³。ポスト・ブレグジットの英国では、このような経済政策の不確実性が改善され、投資環境の改善が図られていくことが望まれる。

事実、この点に関しては今後の英国政府による国内産業振興策の成否を巡って非常に重要な要因となる。と言うのも、上記の 2015 年～2017 年の減少傾向を見せていた時期は、視点を変えれば、英国がなおも EU 域内に留まっていた時期に相当するため、域内ルールに大きく依拠していたからである。したがって、英国独自の振興策の策定という要因は離脱後に比べて非常に小さいものであった。その後の 2019 年の実績 (表 6) を見る通り、英国のサービス分野は金融サービスを中心に EU 域内でも圧倒的な競争力を有している。離脱後は EU 域内ルールから外れることにより、より独立性の高い国内振興策も可能となるため、中長期的にはさらなる飛躍が期待されるとの見方もある。それこそが現在の英国の目指す独立性強化の意味であり、同時に EU 側が恐れている懸念事項でもある。

⁶³ Serwicka, I. and Tamberi, N. (2018).

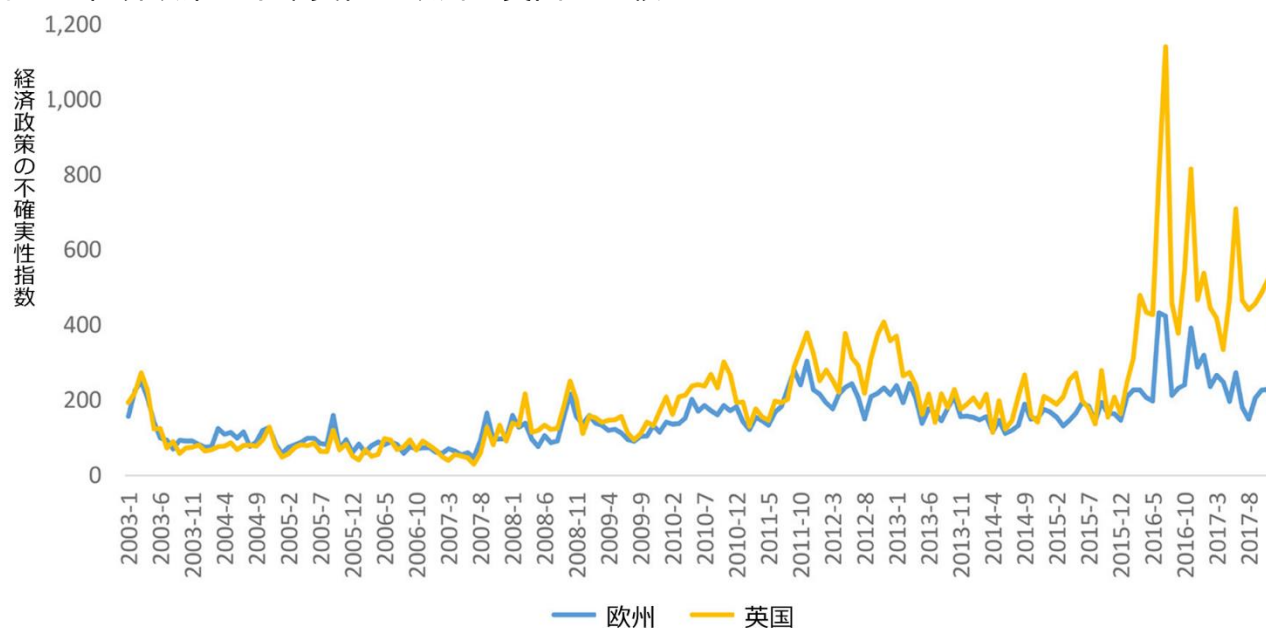
図 12 : 英国への FDI のトレンド (2013-2017)



Note: the vertical red line indicates June 2016, the date of the Brexit referendum. The period considered goes from Jan 2003 to Nov 2017. The series are indexed so that they are 100 in Jan 2014.

(出所) Serwicka, I. and Tamberi, N. (2018), p8 を基に KRA が日本語版作成。

図 13 : 経済政策の不確実性 欧州と英国の比較



(出所) Serwicka, I. and Tamberi, N. (2018), p8 を基に KRA が日本語版作成。

EU 域外国との FTA のみで EU 離脱がもたらす貿易縮小要因を埋めることができるか

英国政府が EU との FTA で貿易・投資促進をもたらすには、包括的で深い (comprehensive and deep) 経済統合を目指さなければならない。FTA 交渉は、大きく分けて関税撤廃交渉、モノの非関税障壁の交渉、サービス自由化交渉、その他の分野でのルール策定、規制協力などに分けられる。英国は、EU 離脱がもたらす EU との貿易量の減少ならびに対内直接投資の減少を、今後の交渉のみでカバーできるだけの効果的な FTA を EU 域外国と結ぶことができるのだろうか。

まず、関税障壁についてみると、モノの貿易については、図 14 から明らかなように、GATT (General Agreement on Tariffs and Trade) を WTO に改組したウルグアイ・ラウンド (1993 年締結) 以降のこの 20 年間ほど、関税障壁は世界的に下降傾向にあり、現在の実質関税率 (単純平均) はピーク時 (1994 年) の 3 分の 1 にまで下がっている。また、英国からの主要輸出先の関税は中国を除いてそれほど高くはない (表 10)。よって、単純に関税障壁を削減・撤廃するだけでは、さほどの経済効果は期待できない。

また、FTA の相手国から関税撤廃を得るには、英国側も何かを譲歩する必要がある、米国側が関心を有する農産品等、国内での反対が強い分野で英国政府がどこまで米国の要求を受け入れるかにもかかっている (第 3 章第 3 節参照)。

なお、英国政府は、EU 関税同盟からの独立に伴う最恵国関税率適用 (2021 年 1 月から) について国内関係者からのコンサルテーションを実施しており (2020 年 2 月 6 日~3 月 5 日)、関税率見直しの検討を進めている。英国の新たな最恵国関税率は、今後の FTA 交渉にも影響を及ぼすものとして注視していく必要がある。

図 14 : 世界の実質関税率 (単純平均、%) の変化 (1988-2017)



(出所) World Bank Data, Tariff rate, applied, weighted mean, all products (%)

表 10 : 英国の主要輸出相手国の実質関税率 (単純平均)、2017 年

EU	2.4%
米国	3.4%
中国	8.5%
カナダ	2.0%
オーストラリア	2.2%

(出所) World Bank Data, Tariff rate, applied, simple mean, all products, by country

EU 域外国との非関税障壁の削減はどうだろうか。EU 単一市場から離脱したことにより、英国・EU間の非関税障壁は増大する。例えば、英国は移行期間終了後にEUとのパスポート・ライセンスを失う。これは、EU 単一市場における金融機関の営業許可制度（通称：単一パスポート制度）のことである。さらに、離脱とともにEUの金融規制機関である欧州証券市場監督局（ESMA=European Securities and Markets Authority）、欧州銀行監督局（EBA=European Banking Authority）、医薬品の基準等を取り扱う欧州医薬品庁（EMA=European Medicines Agency）等に参加できなくなり、EU 域内ではルールを作る側のルール・メーカーからルールに従うだけのルール・テカーとなった。一方で、EU を離れることで今後、世界でルール・メーカーとして活躍する道も開けた。英国が CPTPP への参加を希望し、新たに環太平洋地域におけるルール・メーカーとしての参入を目指している意味も、またここにある。これらのEU 単一市場からの離脱によって生じる新たなビジネス・コストをどこまで対EU 貿易協定で抑え、どこまでEU 域外国との規制協力で埋めていくかは、実は英国政府にとって表裏一体の問題である（第3章第2節参照）。

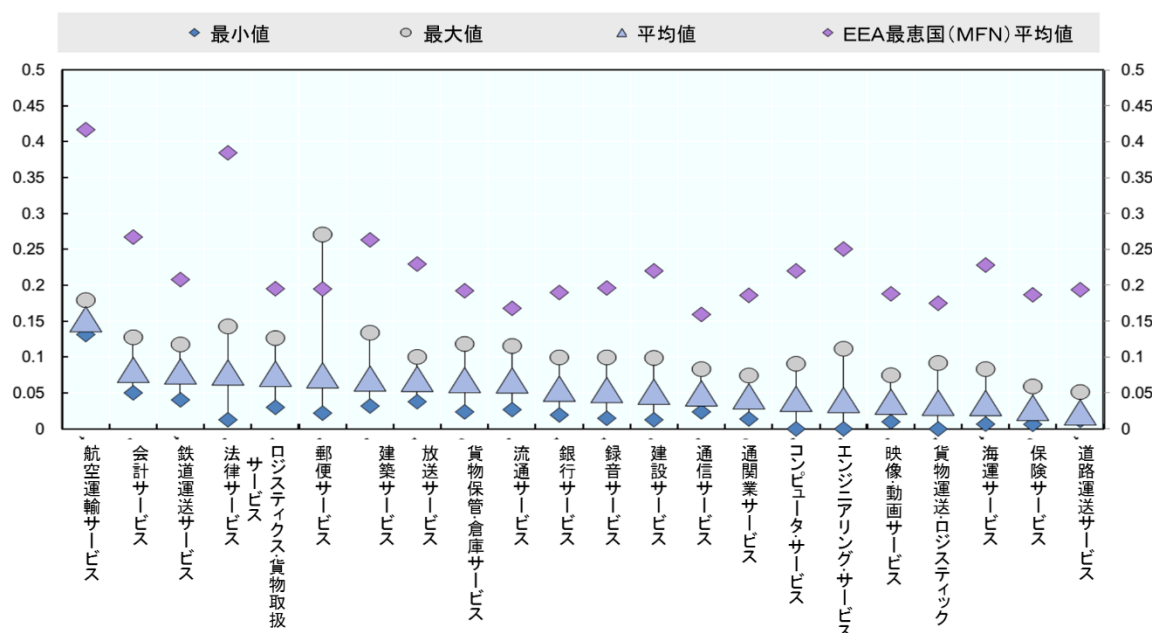
サービスの例を詳しく見てみよう。英国は、EU のサービス単一市場という制度的枠組みから離脱するという選択をしたが、同枠組みから出たことによって、EU サービス市場へのアクセスはどのように変わるのだろうか。OECDによると、EU 加盟国にアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーが加わった欧州経済領域（EEA=European Economic Area⁶⁴）の第三国に対する最恵国待遇レベルでのサービス貿易障壁は、EEA 域内でのサービス貿易障壁の4倍にも上る⁶⁵。特に、WTOによるサービス貿易の対象外である航空運輸サービスや、プロフェッショナル・サービス（弁護士など）のような規制が厳しい分野においては、EEA 内と同域外の貿易障壁の差は大きい（図15）。EUは、EEA 域外とのサービス貿易障壁をEEA 域内のレベルに近づけることは容易にしないであろう。例えば、EU が結んだFTAのなかで最も自由化のレベルが高いと言われているEU・カナダ間のFTAでさえも、EU側はカナダに対し、輸送サービスや金融サービスの分野で限られた貿易障壁の削減しか約束していない⁶⁶。

⁶⁴ OECD データの対象はEU加盟国のうち23カ国とアイスランドとノルウェーの計25カ国。

⁶⁵ Benz, S. and Gonzales, F. (2019).

⁶⁶ Mangrorn, J. and Winters, L. A. (2018).

図 15 : EEA 域内サービス貿易障壁インデックスの平均値、最小値、最大値（セクター別）、2018 年



(注) インデックスは0~1。1: 貿易障壁最大値。0: 貿易障壁なし。インデックスは EEA 域内サービス貿易障壁データベースを基に計算されたもの。

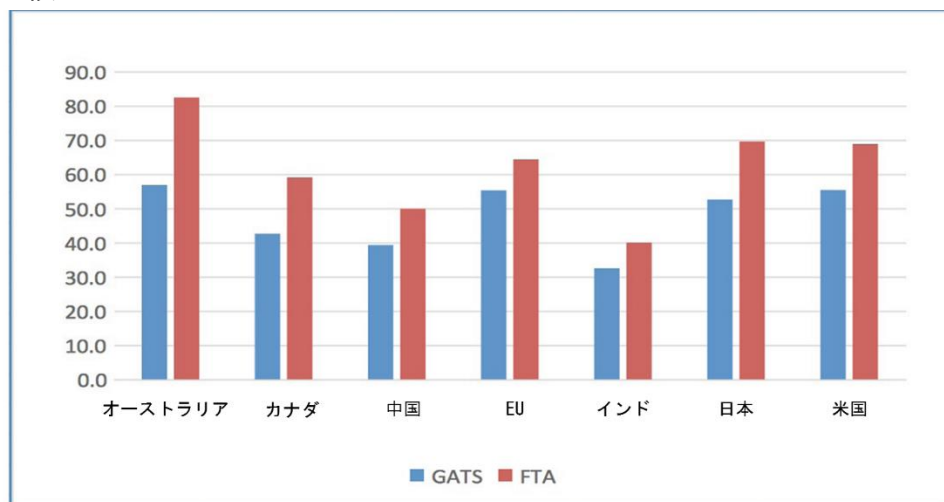
(出所) Benz, S. and Gonzales, F. (2019), p13 を基に KRA が日本語版作成

英国の EU 域外国との貿易交渉で肝心なことは、サービス分野でこれまでサービス輸出の 3 分の 1 を占めてきた EU との貿易量の減少をいかに埋められるかであろう。これまでの FTA におけるサービス自由化度は限られており、一定の経済的効果を挙げるには、以下のハードルを越える必要がある。

第一に、WTO の多国間貿易協定におけるサービス産業の自由化に関する WTO 加盟国の自由化約束は、各国のサービス貿易政策（海外投資家の市場アクセス、規制の透明性、競争条件に影響を及ぼす支援政策、人の移動等）よりもかなり自由化度が低いという事実がある。これは、WTO 加盟国（特に途上国）が国際協定によって自国のサービス貿易政策の裁量権の縮小や喪失を極力避けているためだ。第二に、FTA では多くの場合、WTO サービス協定における約束よりは自由度の高い自由化約束が行われているものの、それでも実質的なサービス自由化のレベルには届いていないのが実情である（図 16）。サービス貿易の FTA のメリットは、現行のサービス貿易政策を FTA という国際協定において約束することである。その約束の対象や程度がたとえ現行の政策より低いものであっても、法的確実性という意味においては、ビジネスに予見性を与えることになる。つまり、英国が EU 域外国と FTA を結ぶ場合、サービス分野での合意は一定の法的確実性をビジネスにもたらすこととなる。しかし、FTA 交渉の相手国との新たな貿易・投資条件のみで EU のサービス単一市場を離脱したことによる EU との貿易量の減少分を埋められる貿易量の増加を期待することは難しい⁶⁷。

⁶⁷ Morita-Jaeger, M. and Winters, L. A. (2018).

図 16 : WTO サービス協定における約束と FTA における約束（サービスの越境取引、投資）の比較



Source: WTO, Dataset of services commitments in regional trade agreements (RTAs) https://www.wto.org/english/tratop_e/serv_e/dataset_e/dataset_e.htm

(注) インデックスの数値は0-100 (各サービスセクター、モード1 (越境取引)、モード3 (投資) を対象)。100 : サービス貿易自由化約束において制限なく完全に全てのサブ・セクターで自由化約束をしている場合。GATS (WTOサービス貿易協定) の自由化はこれまでの最新の自由化約束 (ドーハ・ラウンドにおける自由化オファー) に基づいた数値。FTAの自由化は、2010年以前までの当該国のFTAにおけるもっともレベルの高い自由化約束に基づいた数値。EUの自由化約束は、EU加盟国15か国の約束に基づいた数値。

(出所) Morita-Jaeger, M. and Winters, L. A. (2018), p5 を基に KRA が日本語版作成

また、第三のハードルとして、多くの FTA に盛り込まれた最恵国待遇条項が挙げられる。既述のように、最恵国待遇条項とは、既存の FTA 締結国メンバーが将来に他の貿易パートナーと新しい貿易協定を結ぶ際、既存の FTA パートナーより統合深化度の高い自由化約束をオファーした場合は、その約束を既存の FTA パートナーに均霑しなければならないという条項のことである。

最恵国待遇条項は、各国間それぞれの FTA によってその対象ならびに条項の内容、最恵国待遇の例外条項も異なるが、EU が締結した最近の FTA においては、モノとサービス貿易の両方が対象となっている (表 11)。これは、英国にとって今後の二国間 FTA や対 EU 貿易交渉に臨んでいく際のみならず、EU 以外の多国間協定地域との交渉でも対応しなければならない複雑性を持つ課題である。米国がこれまでに結んだ FTA のほとんどにも最恵国待遇条項が存在することから、例えば、その米国が英国側に米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA = United States-Mexico-Canada Agreement) よりもより高い統合深化度の自由化をオファーした場合は、USMCA パートナーのカナダとメキシコにもその自由化約束を均霑しなければならない⁶⁸。

⁶⁸ USMCA の投資章 (第 14 条 5 項)、越境取引章 (第 15 条 4 項)、金融サービス (第 17 条 4 項) 等。

表 11 : EU の FTA における最恵国待遇条項

FTA	サービス貿易モード1 (越境取引)、モード2 (サービスの海外消費)	サービス貿易モード3 (業務上の拠点を通じてのサービス提供)	サービス貿易モード4 (自然人の移動を通じたサービス提供)	モノの貿易	その他
EU・カナダ(CETA)	第9条5項	第8条7項	第10条6項 (第9条5項の規定に基づく)	MFN条項なし	
EU・韓国	第7条8項	第7条14項	MFN条項なし	* その他欄参照	付属書2-C第5条: 国内の税金ならびに自動車関連の排出に関する規制に対するMFN待遇
EU・CARIFORUM	第79条	第70条	MFN条項なし	第19条	EUに対しては、CARIFORUM参加国よりMFN条項が厳格に定められている。
EU・日本	第8条17項	第8条9項	第8条24項 (第8条17項ならびに第8条9項の規定に基づく)	* その他欄参照	第2条8項の4: 関税撤廃に至っていない品目に関しては、EUもしくは日本がEU・日本における関税撤廃スケジュールより高いレベルの自由化を将来のFTAパートナーに与えた場合、MFN待遇適用
EU・ベトナム	MFN条項なし	第8条6項	MFN条項なし	* その他欄参照	第2条11項の3: 将来のFTAパートナーに関税、税金、その他課税額に関してよりよい待遇を与えた場合は、MFN待遇適用
EU・メキシコ* (2018年4月原則合意)	MFN条項あり	MFN条項あり	MFN条項なし	* その他欄参照	メキシコが保持するモノに関する貿易障壁的な措置を将来のFTAパートナーに軽減した場合、MFN待遇適用

*EU・メキシコFTAの最終テキストにおける条項が未確定のため記載せず

(出所) Magntorn, J. (2018), p4. を基にKRAが日本語版作成

(2) EU の制度・規制から乖離してどこに向かおうとしているのか

EU との FTA にせよ、EU 域外国との貿易協定にせよ、包括的で統合深化度の高い FTA を目指すには、規制協力をどこまで進めるかがカギとなる。貿易専門家の一部は、英国が元 EU 加盟国としての立場を利用して EU との特別な相互承認関係を保持しつつ、なおかつ EU から独立した規制政策を持つことは技術的に不可能と指摘してきた⁶⁹。英国・EU 間の将来関係に関する交渉において、EU 側の根本的疑問は、ミシェル・バルニエ (Michel Barnier) 首席交渉官が言うように「英国はどこまで EU の社会的な規制制度からの乖離を進めるのか」である⁷⁰。英国と FTA 交渉を始める EU 域外国としても、英国が EU の制度・規制からどれだけ乖離するのか、どこに向かうのかが大きな疑問の一つとなる。なぜなら、既述のように FTA 交渉で規制協力を交渉する際は、交渉国の法律・規制がその交渉内容の土台となるため、最低限でも EU との将来関係が法的に明確にならなければ、別の国・地域との実質的な交渉を行うこともできないためだ。EU との規制から乖離するのなら、どのような国内規制にするのか、まずは国際交渉の前に英国の国内で自国の規制システムに関する政策論議をさらに深め、各分野における自国の立場を明確にしていく必要がある。

EU モデルかそれ以外のモデルか

現在、英国政府は EU との FTA 交渉を行いつつ、同時に米国をはじめとする各国との野心的な FTA 交渉および多国間協定地域への参加等を目指して交渉を行っていくの方針をとっている。しかし、EU との規制関係がはっきりしないままにこれらの交渉を行うことは現実的な難しさもはらんでいることになる。例えば、米国通商代表部の上級交渉担当官 (Senior US Trade Negotiator) は匿名ベースながら英国

⁶⁹ Gasiorek, M. and Holmes, P. (2017).

⁷⁰ European Commission, February 2020

が EU との規制整合性を保持すればするほど、米国との貿易協定のスコープは狭まると見ている⁷¹。

包括的で自由化度の高い FTA を貿易パートナーと結ぼうとすれば、自国で規制を独自に決める権限は制限され、究極的には主権（“Sovereignty”）を諦めることを意味する。まさに、これが EU の経済統合の 4 つの移動の自由（人、モノ、サービス、資本）の考え方であり、自国の納税者への保護任務を負う中央政府の主権問題に関わる重要課題でもある。このような課題を抱えた英国は、新たな FTA のために、EU 規制制度からどのような規制へと向かうのだろうか。

例えば、日本の経団連に当たる英国の大企業経営者中心の業界団体である英国産業連盟（CBI=Confederation of British Industry）をはじめ、一部の英国の業界団体（自動車業界、航空業界等）は、EU との規制整合性を希望しており、ボリス・ジョンソン政権が推進しようとする EU からの規制の乖離は企業経営に打撃を与えると懸念している⁷²。例えば、CBI のキャロリン・フェアバーン事務局長は、「一部の企業にとっては、EU の規制からの乖離が意義をもたらす。しかし、他の多くの企業は規制整合性によって雇用や競争力がもたらされている。特に英国内の最も恵まれていない地域について言える」と述べている⁷³。

英国世論の一部は、ポスト・ブレグジットの EU 域外国との FTA の中でも、特に米国との FTA が英国の食の安全、環境、労働者の権利等の規制制度に影響を及ぼすことに懸念を抱いている。食品の安全に関しては、英国の 93%の消費者が英国の現行の食品安全基準が保持されることを望んでいる⁷⁴。

このような状況下、例えば英国消費者団体の「Which?」は、英国が EU から独立した貿易政策を展開するにあたって消費者のための貿易協定を実現すべきとの意見書を発表した⁷⁵。同意見書⁷⁶では、その実現のため、4 つの基準として、（1）安全と品質はこれまでの基準を維持もしくはさらに強化すること、（2）消費者がより品質の良いモノとサービスにアクセスする機会を確保すること、（3）消費者の権利と効果的な保護・救済メカニズムが確保されること、（4）上記の 3 つを確保した上でより価格を下げられる選択肢があれば、そのような機会も確保されること等を満たすように要望している。その上で、英国企業の市場アクセスを得るために FTA 相手国の要望を受け入れ過ぎてしまい、英国側がこれまで構築してきた消費者の安全、プライバシー、環境保護等の基準を下げることに反対する旨、訴えている。また、ポスト・ブレグジットの FTA 締結への優先国である米国、オーストラリア、ニュージーランド、CPTPP が英国と異なる食品の生産工程を用いている点を挙げ、特に米国の規制制度との違いについて懸念している。また、EU と米国の間で異なる規制制度へのアプローチが TTIP の交渉時においても消費者の主要な懸念事項であったこと、交渉当事者であった欧州委員会と米国政府が規制制度の違いの溝を埋めることがで

⁷¹ Sands et. Al. (2018), p8

⁷² Financial Times, 19 January 2020

⁷³ Financial Times, 19 January 2020

⁷⁴ Which? (2020).

⁷⁵ Which? (2020).

⁷⁶ Which? (2020).

きなかったことを挙げ、英国政府が米国と FTA を結ぶために現行の英国の食品安全基準を下げるべきではないと要望している。⁷⁷

デジタル経済に関しては、EU 側が同等性 (equivalence) に基づいた関係を英国に提案しており、2020 年末までに英国の制度に関して十分性 (adequacy) を GDPR の 45 条に則って審査する方針としている⁷⁸。また、その他の市民団体は、電子商取引のルールについて、グーグル、アマゾン、フェイスブック、アップル (通称「GAFA」) 等のいわゆる米国企業を中心とした「テック・ジャイアント」の市場占有を保護するようなルールは公共の利益を損ねるものであり、受け入れられない、との立場を示している。この観点から、CPTPP の電子商取引のルールに関して、公共の利益を軽視しているとの意見が示されている⁷⁹。

投資紛争処理については、英国政府が EU 域外国との FTA でどのような紛争処理メカニズムを盛り込むかについて、例えば、投資家対国家紛争処理制度 (ISDS = Investor State Dispute Settlement) をとるのか、もしくは投資裁判所システム (Investment Court System) をとるのか等、いまだ明確な立場を示していない⁸⁰。英国の市民団体の中には、米国が志向する ISDS は、環境やパブリック・ヘルス (public health) に関する国家の政策に対し、企業側が政府を訴える危険性があるため、取り入れるべきではないとの意見を示すところもある。しかし、本件に関する英国内の関心は全体的に見てまだ低い⁸¹。日本・EU 間では、投資裁判所システムを志向する EU と、ISDS を志向する日本との間で紛争処理の在り方がいまだ固まっていないが、英国がどちらのポジションを取るかは、市民団体等の懸念やその他の利害関係者の意見を英国政府がどのように調整するかによる。

(3) 貿易政策ガバナンスの構築 —市民社会の懸念にどのように応えるのか

貿易協定が関税障壁の撤廃から非関税障壁の撤廃に移行し、競争市場を巡る政府の介入の在り方や貿易以外の分野 (環境問題、消費者の健康・安全、労働者の権利等) 等の広範囲な内容を包括するようになったことに伴い、貿易交渉の在り方も従来の貿易・投資活動に従事する産業界の意見だけでなく、市民団体、さらには世論の意見を反映させることがますます重要になってきている。

EU 離脱後に独立性強化に向かう英国が国際貿易交渉を推進していくにあたって、国内における通商政策ガバナンスの課題に直面している。第一の課題は、ポスト・ブレグジットの英国社会の明確な目的に基づいた交渉戦略がないままに国際交渉、つまり EU との将来関係に関する交渉ならびに EU 域外国との FTA 交渉に至ってしまったことに対し懸念の声が出ていることだ。英国の有識者の一部は、「グローバル・ブリテン」というスローガンの下、中長期的な国家戦略の中身を必ずしも十分に議論せずに EU を離脱してしまったことについて問題視している。EU 離脱をめぐる

⁷⁷ その他、いくつかの英国市民団体がポスト・ブレグジットの英国の食の安全と FTA の関係について英国の安全基準が下がることを懸念している。例えば、「Sustain」は、食の安全と持続的発展の観点から、米国、オーストラリア、ニュージーランド、CPTPP に関する国際貿易省コンサルテーションにおいて詳細な意見書を出している。Sustain (2018)。

⁷⁸ 欧州委員会が EU 加盟国に行ったブリーフィングパワーポイント (2020/1/10) より。

⁷⁹ 電子商取引のルールにおける公共の利益を主張する団体のひとつに Trade Justice Movement がある。

<https://www.tjm.org.uk/trade-issues/digital-trade-e-commerce>

⁸⁰ Department for International Trade (2018)。

⁸¹ Sustain (2019)。

一連の動きに慎重または懐疑的な立場から見れば、本来であれば、中長期的国家戦略の中で具体的な国内政策目標を策定し実現することになるはずであり、その実行プロセスで貿易政策が確定されることになるはずだが、今回の経済政策面では FTA ありきの議論となっており、中身そのものについて国内のコンセンサス形成がいまだなされていないことが懸念事項だとされる。⁸²

ただし、この問題はそもそも「EU 離脱の是非」という英国の国論を二分する重大な課題と深く関わっており、単なる経済問題ではない。それは長期的な「国の成り立ち」に関わる困難な課題であり、安全保障から国家主権、移民政策、英国人のアイデンティティーの問題に至るまで、将来にわたって個々人の生活に直接的な影響を及ぼす課題だからこそ、国民投票を経て真剣に決定されたことであった。英国の数百年におよぶ憲政史では、国民投票の実施は 1975 年の EEC（後に現在の EU に発展）への加盟時や、2011 年の英国総選挙制度に関して、今回の離脱時と、限られている。とは言え、繰り返しになるが、本報告書ではあくまでも「EU 離脱の是非」を扱っているのではなく、既に起こった離脱後の英国・EU 間の FTA 交渉の行方と、その結果次第で生じる当面の経済的影響の予測というテーマについて焦点を当てている。

その対 EU 交渉の行方に関して慎重に見る立場から指摘される第二の問題は、国内の政策形成システムに未熟な部分が残っていることだとされる。貿易交渉には、国内におけるトレード・オフが必須である。海外における市場アクセスを確保するためには、貿易パートナー国による自国内市場へのアクセスについても譲歩しなければならない。そうなれば、国内における恩恵を受ける者と損害を被る者の間でいかに折り合いをつけるか、後者のための構造改革をいかに行うかについて、政府が具体的に国内政策を詰め、国内調整を続けていかなければならない。また、貿易交渉は自由化されればされるだけ、さらなる交渉事項が出てくる。前章で述べたように、関税という国境における障壁がなくなれば、交渉の対象は国内規制に移行し、非関税障壁の交渉に重点が置かれていく。FTA で統合深化度の高い貿易協定を目指せば、交渉相手国との間で各交渉分野における健康、環境、消費者の保護、安全等の非貿易的事項との関係でいかに協力していくかという詳細かつ技術的な議論が必要になる。その際には、国内の利害関係者（stakeholders）との政策協議を円滑に進めるシステムが構築されていることが望ましい。以下、EU の貿易政策ガバナンスのシステムと比較して、英国が直面しているシステム上の課題を考察する。

①EU の貿易政策ガバナンス

EU では、これまで欧州市場統合の政策策定から WTO ラウンドにおける貿易交渉の段階や、さらには EU 域外国との貿易交渉の段階までを通じて、非国家主体による貿易政策過程への参加が進められてきた。従来からの民間企業の参加に加え、市民社会組織（Civil Society Organisation）による参加も進んだ⁸³。

⁸² Frontier Economics 主催、「What lies beneath: Public policy and the governance of trade negotiations」 in London（2020 年 1 月 16 日開催）における有識者の議論より（「チャタムハウス・ルール」により当該有識者の個人名記載は不可）。

⁸³ Holden, P. (2019).

欧州委員会は、政策策定過程の透明性確保や、利害関係者から現実起きる様々な問題、技術的事項に関してアドバイスや情報等を提供してもらう目的で、「市民社会との対話 (Civil Society Dialogue)⁸⁴」を定期的で開催している。欧州委員会主催の「市民社会との対話」に参加するためには団体登録を行い、欧州委員会により参加許可をもらう必要がある。「市民社会との対話」では、欧州委員会から交渉中の協定テキストの詳細も含め進捗状況について説明がなされ、参加者はそれらに対する意見を述べることができる⁸⁵。他方、「市民社会との対話」の有益性については、市民団体の意見が最終的な貿易協定に反映されていないとの不満が存在することも事実である⁸⁶。また、貿易協定に関する専門家グループ、貿易経済学者のネットワーク、WTO 等の他、一般特惠関税制度 (GSP=Generalised System of Preferences) や、持続的開発、投資等のいくつもの専門家グループが組織され、定期的に会合が開催されている。産業界や市民団体等はこれらのグループに参加することにより、政策形成過程において技術的かつ専門的な意見表明を行うことができる仕組みになっている⁸⁷。

さらに、EU・韓国間の FTA 締結以降、EU の貿易協定には「持続的開発」の章⁸⁸において、協定実施段階における「国内アドバイザリー・グループ」の設置が盛り込まれるようになった。EU・韓国 FTA の締結以前は、非政府組織の参加は貿易協定が締結される以前の政策形成過程のみに限られていた。よって、協定実施段階の市民団体の参加が協定に盛り込まれるようになったことは、大きな一歩と言える⁸⁹。

②英国の国内政策形成過程

EU 内での貿易政策形成への非政府組織の参加は、ブリュッセルにおける欧州委員会を中心に行われており、個々の EU 加盟国の中には欧州委員会に対し、貿易政策に関する市民団体等との対話を事実上、委託しているケースもある⁹⁰。これまでの英国も例外ではなく、EU 加盟国であった期間は、国内における非政府組織との政策対話が事実上、行われていなかった。英国の主な産業団体は英国政府を通さず、ブリュッセルにあるそれぞれの EU レベルの業界団体に属することによって、間接的に EU の貿易交渉に参加してきた⁹¹。ポスト・ブレグジットの英国では、国際貿易、つまり EU との貿易交渉ならびに EU 域外国との FTA 交渉が主要政策アジェンダとなっていることから、貿易政策ガバナンスの在り方に関する意識が国内で急速に高まっている。

特に、非政府アクターの参加に関しては、政策作成時点から貿易交渉の過程、締結に至るまで、その透明性を確保しつつ、幅広く市民社会とコンサルテーションを行うシステムの構築も進め、ビジネス界や市民団体、各分野の専門家等の声を英国

⁸⁴ 欧州委員会の「市民社会」 (Civil Society) は広義な定義を用いており、非営利市民団体だけでなく、ビジネス団体も入っている。

⁸⁵ 市民団体とのダイアログに関する欧州委員会のウェブサイト (<https://trade.ec.europa.eu/civilsoc/>)、その他、英国ビジネス団体とのインタビューより (情報源から個人名の記載許可を得ていないため表記不可)。

⁸⁶ Velut, J. (2016).

⁸⁷ 欧州委員会専門家グループに関するウェブサイト: <https://ec.europa.eu/trade/trade-policy-and-you/expert-groups/>

⁸⁸ 例えば、EU・韓国 FTA13 章: 持続的開発。

⁸⁹ European Parliament (2016).

⁹⁰ Velut, J. (2016).

⁹¹ 英国政府関係者、英国業界団体、市民団体等との非公式インタビュー (2019 年 12 月実施、情報源から個人名の記載許可を得ていないため表記不可)。

政府の政策方針策定に反映すべきだとの意見が高まっている⁹²。英国政府の貿易政策ガバナンスに懸念を抱く一部の英国産業団体、市民団体、労働団体、消費者団体が共同でまとめた「すべての人のためになる貿易モデル」という要望書では、英国政府がポスト・ブレグジットの貿易交渉において、①コンセンサス構築、②透明性、③民主的管理、④すべての人の利益の実現、の4つの原則を用いるように要望している⁹³。コンセンサス構築については、(i) 貿易交渉の全てのプロセスにおいて、英国政府が全ての利害関係者にコンサルテーションを行うこと、(ii) それぞれの国内選挙区における利害関係者も交えた意見交換を行うこと、(iii) 貿易交渉と並行して利害関係者代表と協力すること、(iv) 交渉ガイドラインと貿易交渉において譲歩できない事項を公表し、その交渉ガイドラインについては議会において議論を行うことも要望している。

英国の国際貿易省(DIT)は、「貿易白書：我々英国の将来の貿易交渉に向けた準備」において、将来の貿易政策における透明性と包括性(inclusive)が重要である旨、基本方針を示している⁹⁴。これまで、DITはタウンホールブリーフィング、英国の各地方における主要利害関係者を交えてのラウンドテーブル、利害関係者との個別会合、FTA交渉準備のための利害関係者との懇談会を行ってきた。特に、個別のEU域外国とのFTA交渉については、米国、オーストラリア、ニュージーランド、CPTPPについてパブリック・コンサルテーションをオンラインで実施し、FTAの相手ごとにコンサルテーションの結果概要を公表している⁹⁵。日英FTAに関するコンサルテーションも2019年末に実施され、現在、結果概要がまとめられているところである⁹⁶。

しかしながら、英国政府のこれまでの対応について、利害関係者は不満を表明している。例えば、英国産業連盟(CBI)は、交渉戦略策定段階から協定施行段階に至るまでの全ての段階で、ビジネス界との包括的かつ緊密な関係を構築し、透明性を確保するように求めている⁹⁷。

4. 日本企業の欧州事業展開への影響と課題

本レポートでは、歴史的転換期にあるポスト・ブレグジットの英国が、これから、いかなる国際貿易政策を打ち出していくのか、EUならびにEU域外国との国際交渉における焦点を明らかにするとともに(第2章)、英国の国内が直面する3つのチャレンジ(第3章)について考察してきた。これらの課題は、今後の日本企業の欧州事業展開にいかなる影響を及ぼすのだろうか。

⁹² Frontier Economics 主催、「What lies beneath: Public policy and the governance of trade negotiations」 in London (2020年1月16日開催)における有識者の議論より(「チャタムハウス・ルール」により当該有識者の個人名記載は不可)。

⁹³ Trade Justice Movement (2018) A Trade Model That Works for Everyone には、英国商工会議所(British Chambers of Commerce)、英国産業連盟(Confederation of British Industry)、製造業連盟(The manufacturers' organisation)、中小企業連盟(Federation of Small Business)、英国国際商工会議所(UK International Chamber of Commerce)等の9産業団体のほか、2市民団体、2労働団体、1消費者団体 Which? が賛同している。

⁹⁴ Department for International Trade (2018)。

⁹⁵ 例えば、英・米FTAに関するコンサルテーションの概要は Department for International Trade (2018) に結果概要が掲載されている。

⁹⁶ Department for International Trade (2019)。

⁹⁷ Financial Times, 13 January 2020.

国際ビジネスを取り巻く不確実性への備え

英国は本年（2020年）2月1日からEU域外国となったものの、その後のEUとの移行期間が2020年末まで適用されることになっているため、ビジネス環境自体はいまだEU加盟国当時から変わっていない。しかしながら、ビジネスの予見可能性という意味では、これまでのように英国を「EU域内」とする前提でEUビジネスを展開してきた日本企業は引き続き予断を許さない環境に置かれている。2016年の国民投票からEU離脱（2020年1月31日）に至るまでが第一フェーズだとすれば、現在、英国はブレグジットを巡る第二フェーズに突入したと言える。

第一フェーズでは、英国を「EU域内」とする前提に立ってきた日本企業は英国がEUとの離脱合意を結ぶことができるのか否か、合意なき離脱の場合はどのような状態になり、日本企業としてどのような対策を取っておかなければならないのか等の不確定要素にさらされてきた。第二フェーズでは、英国とEUが2020年12月31日までに将来関係に関する交渉で妥結できるのか、あるいは既述のようにクリフエッジに至った場合等々の様々な可能性がビジネスに及ぼす影響を及ぼすのか等、引き続き不確定要因に備えておかなければならない。

現段階（2020年2月末）では、英国とEUはFTA締結に向けて交渉を開始するところだが、英国とEUの立場の隔たりはいまだ大きい。既述のように、例えば、EUは「公平な競争条件」（競争と国家援助、税制システム、労働者の権利と社会的保護、環境）の確保を前提とした関税撤廃と数量制限の禁止を提案している。しかし、このようなEU側から主張の中にも、離脱後の英国にとっては受け入れがたい論点が含まれている。それだけに、英国政府は目下、「公平な競争条件」を前提としたFTA交渉は受け入れられないとの立場を示している。加えて、EU側からの（1）紛争解決システムに関してEU司法裁判所に一定の役割を与えること、（2）これまで通りEU加盟国とは相互漁業権を全面保持すること等の提案に関しても、英国側は受け入れられないとの姿勢を示している。

ハード・ボーダー出現の可能性

EU離脱以前のボリス・ジョンソン政権は、EUとの貿易関係は「スーパー・カナダ・プラス」を目指していた。これは、メイ前政権の目指したEUとの国境における通関関係の手続きを可能な限り回避するアプローチから、一步、ハード・ブレグジットに近づいたものと理解されていた。さらに、離脱後には対EU交渉の開始にあたって、EU側からの「公平な競争条件」に含まれる困難な提案・要請内容との関係もあり、英国側も「カナダ・プラス」から「カナダもしくは日本とのFTAと同等のFTAの締結」へと政策目標を変更している。その後には、なおも離脱後の英国にとっては受け入れがたい論点を含む「公平な競争条件」に変更が見られなければ、非常に低い可能性だとのただし書き（in the unlikely event）ながらも、「オーストラリア・スタイル」（つまりEUとのFTA合意にまだ至っていないWTO基準の貿易関係）に政策目標を変更する可能性にまで触れるに至っている。⁹⁸

⁹⁸ Independent, 5 February 2020.

これは離脱後の英国や EU 域内で事業を展開する日本企業にとって何を意味するのか。企業としては、ハード・ボーダーが出現することはほぼ確実にしていることを認識しておく必要がある。仮に、英国・EU 間の貿易協定で非関税、数量制限の禁止が合意されたとしても、それぞれが異なった規制を適用する場合、英国内の生産者は EU 加盟国への輸出（モノもしくはサービス）が相手国の基準を満たすことの承認を得なければならない（EU 加盟国の企業が英国に輸出する場合も同様）。企業側は英国の基準認証機関と EU の基準認証機関に別々に認証手続きを行う必要が生じると思われる。英国と EU の間を越境するモノに関しては通関手続きが行われることになるとともに、原産地規則の適用も現在より難解なものになる可能性がある。

EU 離脱が及ぼす国民一人当たり所得の変化への対応

これまでの英国の対 EU 貿易は大きく発展してきた。しかし、仮に英国内の各企業側の行動がこれまでと全く変わらないまま推移し、かつ英国政府による今後の国内産業振興策も効果を現わさないと前提した場合、EU 離脱とその後の EU との FTA 締結という限られた手段のみであれば、明らかに英国・EU 間の貿易量の減少をもたらす。

とは言え、英国政府による最近の国内産業振興策を見れば、地域間の経済格差を解消するためのインフラ整備等、離脱前の財政緊縮政策から拡張的財政政策へと転換する姿勢等を見せており、新たな国内需要が生まれることも見逃せない。英国および EU 域内での活動継続を目指す日本企業としては、このような英国経済を取り巻く産業環境の変化を時々刻々と踏まえつつ、グローバルな観点から戦略的に事業展開を行い、英国内で生じつつある新たな分野を見極めて需要拡大に注力していく必要がある。

EU との「規制の乖離」が企業活動に及ぼす影響

現在、英国の国内では国民投票の結果に沿って「EU からの規制の乖離」の実現に努力する政府と、なおも EU との規制整合性の維持を訴える一部の英国産業界との路線相違の構図も見える。離脱後の英国および EU 域内で事業を継続する日本企業の目的はそれぞれ異なるが、少なくとも英国を EU に属する国家と前提して EU 域内事業を展開してきた日本企業にとっては、英国による EU の規制制度からの乖離は、新たなビジネス・コストに繋がる可能性が高い。

他方、英国の国内に新たに開拓され得る将来のビジネス機会を見出し、それを支えに周辺市場をもターゲットにしたビジネス展開に向かう日本企業にとっては、逆にこのような新展開がさらなる収益機会となる可能性もある。今後の大きな国際的産業環境の変化の中、日本企業としては、英国の「EU との規制の乖離」が欧州における事業展開にいかなる影響を及ぼすものかを的確に分析し、英国政府に対しても率直に意見を表明していく必要があろう。

市民社会の食品の安全性、環境問題に関する懸念

英国の市民社会の一部は、英国の今後の規制制度が EU 型規制よりも、質的に悪化するリスクについて懸念している。特に、EU 域外国との貿易協定が食の安全性、環境問題に関する規制だけでなく、デジタルエコノミーやパブリック・ヘルス等の分

野における現行制度にマイナスの影響を与えるリスクについても警戒している。日本企業としては、ポスト・ブレグジットの英国社会のこれらの問題意識を理解したうえで、特に日本企業の食の安全性ならびに環境問題に関する深いコミットメント等を強みとし、今後の企業活動戦略を強化していくことがさらに重要になるものと考えられる。

5. おわりに（まとめ）

世界政治経済秩序が不安定化する今日、日本企業は各国の国際貿易政策を注視しつつ国際事業戦略を構築していく必要性に迫られている。欧州では、英国が2016年6月のEU離脱に関する国民投票からおよそ三年半を経て、2020年1月31日にEUを離脱した。しかしながら、2020年末までのEUとの移行期間以内にEUと英国がFTA合意等に基づく将来関係の交渉をまとめることができるのかが注目されている。2020年末の「クリフエッジ」（合意なき移行期間の終了）の可能性も含め、ブレグジットの第二フェーズに突入した英国では、引き続き政治的・経済的に変化の多い環境が継続すると予想される。

本報告書は、歴史的転換期にあるポスト・ブレグジットの英国が、EUとどのような将来関係を構築していくのか、あるいは、EU域外国といかなる貿易関係を構築していくのかについて、根底にある課題を考察し、日本企業、特に中小企業の国際事業戦略への影響を明らかにする目的でまとめたものである。その要点は、以下のとおりである。

政策の目指すところと課題

- 現在の英国政府は、「グローバル・ブリテン」のスローガンの下、米国や旧英連邦との同盟関係強化を政策目標に掲げてきた。目下、英国内ではEU中心からさらに世界に目を向ける真に「グローバル」な英国に発展するため、一貫性のある戦略をどのように構築していくかの議論が白熱化しつつある。
- ボリス・ジョンソン新政権は、「3年以内に各国とのFTAが英国の総貿易量の80%をカバーする」との目標掲げている。そのためには、EUとの協定に加え、さらに12カ国とFTAを締結することが必要となる（現時点では貿易量の50%をカバー）ため、目標達成は困難と見る向きも多い。しかし、実際にはこれからFTAをいくつ結べるかではなく、いかに国益に沿った自由化度の高いFTAを結べるかが要となる。
- EUとの間で合意を目指す将来の貿易協定については、EU側からの要請である「公平な競争条件」に離脱後の英国にとっては受け入れがたい論点も含まれている。実際、既にEUを離脱した英国としては、EU加盟国共通のスタンダードを将来にわたっても国内法として置き換えて適用し続けるような内容の「公平な競争条件」を前提として受け入れることは出来ないため、これまでのところは拒否している。
- このような状況下、ボリス・ジョンソン政権の政策目標は「スーパー・カナダ・プラス」から「カナダ・プラス」、「カナダ・スタイル」へと順次変更され、さらには（非常に可能性は低いとしながらも）「オーストラリア・スタ

イル」（EU 側は合意なしとの解釈）の可能性にも触れるようになった（2020年2月現在）。

- EU によるカナダとのサービス自由化約束の内容は、EU 域内のサービス単一市場と比べて実質的にはかなり限られたものとなっている。よって、EU との将来関係が「カナダ・スタイル」になる場合、EU とのサービス分野を含めた貿易関係にはかなり独立性強化（disintegration）への方向性が生じると認識しておく必要がある。
- EU 側との規制の乖離の是非等については産業セクターごとに異なり、企業ごとにも異なっており、これからのコンセンサスの集約を進めて行くことが望ましいと考えられる。今後、英国政府がセクターごとにいかなる調整を試みながら規制政策を展開していくのか、その動向に注視していく必要がある。

EU 域外国との貿易交渉 –5つのオプション

- 英国の EU 域外国との貿易交渉には、（1）ロールオーバー（20 協定、50 カ国と合意済）、（2）ロールオーバー・プラス（韓国）、（3）EU との FTA を有する国との新たな FTA（カナダ、日本等）、（4）EU との FTA を有しない国との新たな FTA（米国、オーストラリア、ニュージーランド等）、（5）既存の複数国 FTA への参画（CPTPP）の 5 つのオプションがある。いずれのオプションも、政治的・経済的な交渉内容の技術的課題も抱えているため、今後の動向が注目される。

ポスト・ブレグジットの英国・EU 間の貿易の減少を EU 域外国との自由貿易協定 (FTA) のみで補えるか

- 英国は、これまで EU 加盟国との貿易を大きく拡大・発展させてきた（合計輸出額の 45%、輸入額の 53%）。仮に企業側の行動が EU 離脱前と全く変わらず、かつ英国政府による今後の国内産業振興策も効果がでないと前提した場合であれば、EU 離脱と新たに目指す FTA を土台にした英国・EU の新たな関係は、明らかに両者間の貿易の減少をもたらす。また、同様な前提に立てばこのような貿易量の減少幅は、英国・EU 間の貿易協定での緊密度が浅くなればなるほど大きくなり、英国の一人当たり国民所得の減少率も増えることが予測される。
- しかし、英国の EU 離脱によって当面の貿易量にマイナスが生じるとしても、マクロ経済の浮沈は多様な要因で決まる。今後の FTA 交渉等の国際貿易政策以外の領域においても、英国政府が実施していく国内産業振興等の諸政策の成果により、今後の英国の事業環境が向上する、または、新たなマーケットが生まれる可能性も見逃せない。
- 事実、EU 離脱後の新事情を見越している英国産業界では、中小企業も含めて既に敏感な反応を見せており、EU 域外でも世界各国の市場に向けて積極的にアプローチしている。

- このような動きは、英国政府による今後の対外的な FTA 交渉の行方に関わらず、企業側が「将来の利益の源泉」を賭けて闘っている姿であり、FTA 交渉とは別の大きなプラス要因として存在している。
- このように、EU 離脱となったからこそ、英国の企業側も新たに EU 域外市場での独自の展開を始めつつある。このような民間活力によって英国・EU 間の貿易減少分がどこまでカバーされるかという効果については、いまだ算出可能な基本データが揃うまでに数年間を要する。
- したがって、ポスト・ブレグジットの英国の短期的・中期的・長期的な視点それぞれから見た国民経済全体の行方がどのようになるかについては、将来的に上向いていくのか、下向いていくのかを判断するのは時期尚早という他ない。

急がれる国内の利害関係者との政策協議

- 英国政府は米国や英連邦等との野心的な FTA を目指している。しかし、英国世論の中では、一部の市民団体等から EU 型規制とは異なる新たな規制に対する警戒の声も聞かれる。このような世論の一部に存在する懸念を国内政策形成過程に盛り込んでいくためにも、貿易政策ガバナンスの構築も重要となる。

* * *

本報告書では、歴史的転換期にあるポスト・ブレグジットの英国を国際貿易政策の側面から、特に EU 貿易・投資の今後という観点を中心に考察したものである。離脱後の英国や EU で様々な目的を追求して事業展開する日本企業の中では、特にこれまで EU 加盟国であった英国のメリットを活かし、英国を介して EU 域内でのビジネスを展開してきた日本企業においては、EU から離脱した英国と EU に残る 27 カ国が直面するチャレンジにいかに対応していくのかを引き続き注視しつつ、新たな国際事業戦略を展開していくことが望まれる。また、英国市場内に見られる様々なビジネス機会そのものをターゲットとして事業を展開してきた日本企業や、今後の英国市場で新たに需要増加が見込まれるインフラ関連産業等を始め新規分野にチャレンジする企業にとっては、新天地が生まれる可能性も高いことを指摘しておきたい。

最後に、本報告書は、(1) 統合深化を目指す EU の現状の政治的・経済的構造が大きく変化しないこと、(2) 英国も国家分裂など、国の成り立ちが大きく変動しないことを前提として書かれている。実際、昨今の国際情勢の急変を見れば、このような想定が崩れる可能性は否定できない。自然環境面では、いきなり急拡大してきた新型コロナウイルス問題等がブレグジットを遥かに上回る国際要因として将来への巨大なインパクトを生じさせるかもしれない。本報告書では、あくまでも 2020 年初頭までの実情と課題をまとめたものであることを今一度、申し添えておきたい。

【参考文献】

- Baker, S.R., et al. (2015). Measuring Economic Policy Uncertainty, Quarterly Journal of Economics, 131 (4), Pp. 1593–1636.
- BBC (2020). “What is a ‘Canada-style’ trade deal?” , 3 February 2020
<https://www.bbc.co.uk/news/business-45633592>
- Benz, S. and Gonzales, F. (2019). Intra-EEA STRI Database: Methodology and Results, OECD Trade Policy Papers, No. 223, OECD Publishing, Paris.
[http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=TAD/TC/WP\(2018\)13/FINAL&docLanguage=En](http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=TAD/TC/WP(2018)13/FINAL&docLanguage=En)
- Borchert, I. and Tamberi, N. (2018). Brexit and Regional Services Exports: A Heat Map Approach, UKTP0 Briefing Paper 14.
<https://blogs.sussex.ac.uk/uktpo/files/2018/01/Briefing-paper-14-Heatmap-final.pdf>
- Boris Johnson (2016). ‘*The liberal cosmopolitan case to Vote Leave*’ speech, 9 May 2016
http://www.voteleavetakecontrol.org/boris_johnson_the_liberal_cosmopolitan_case_to_vote_leave.html
- Daddow, O. (2019). The real meaning of ‘Global Britain’ : A great Escape from the EU, LSE Brexit.
<https://blogs.lse.ac.uk/europpblog/2019/04/05/the-real-meaning-of-global-britain-a-great-escape-from-the-eu/>
- Prime Minister’ s Office (2020). The Future Relationship between the UK and the EU, 3 February 2020
<https://www.gov.uk/government/speeches/the-future-relationship-between-the-uk-and-the-eu>
- Department for Exiting the European Union (2019). Political Declaration setting out the framework for the future relationship between the European Union and the United Kingdom, 19 October 2019
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/840656/Political_Declaration_setting_out_t

[he_framework_for_the_future_relationship_between_the_European_Union_and_the_United_Kingdom.pdf](#)

- Department for International Development, Department for International Trade and Foreign & Commonwealth Office (2020). UK-Africa Investment Summit 2020
<https://www.gov.uk/government/topical-events/uk-africa-investment-summit-2020>
- Department for International Trade (2018). Consultation outcome Trade with the US, 20 July 2018
<https://www.gov.uk/government/consultations/trade-with-the-us>
- Department for International Trade (2019). Consultation outcome Trade with Japan, 20 September 2019
<https://www.gov.uk/government/consultations/trade-with-japan>
- Department for International Trade (2018). Trade White Paper: Preparing for our future UK trade policy Government Response, January 2018.
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/671953/Trade_White_Paper_response_FINAL.pdf
- DIT press release (2018) CPTPP will be a ‘force for good’ in promoting free trade, 30 December 2018
<https://www.gov.uk/government/news/cptpp-will-be-a-force-for-good-in-promoting-free-trade>
- DIT (2019). Public consultation on the UK potentially seeking accession to the Comprehensive and Progressive Agreement for the CPTPP, July 2019.
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/817865/Public_consultation_on_the_UK_potentially_seeking_accession_to_CPTPP.pdf

- Euris (2018). Securing a competitive manufacturing industry post Brexit, September 2018.
<http://www.euristaskforce.org/wp-content/uploads/2018/09/EURIS-A4-report-final.pdf>
- European Commission, Employment, Social Affairs & Inclusion
<https://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=157&langId=en>
- European Commission (2020). Recommendation for a Council Decision Authorising the opening of negotiations for a new partnership with the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, Brussels, 3.2.2020 COM(2020) 35 final.
https://europeanmemoranda.cabinetoffice.gov.uk/files/2020/02/ST_5721_2020_ADD_1_EN.pdf
- European Commission (2020). Statement by Michel Barnier at the presentation of the Commission's proposal for a Council recommendation on directives for the negotiation of a new partnership with the UK, 3 February 2020
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/speech_20_185
- European Parliament (2016). TTIP and Labour Standards -Study for the EMPL Committee.
[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2016/578992/IPOL_S TU\(2016\)578992_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2016/578992/IPOL_S TU(2016)578992_EN.pdf)
- Federation of Small Business and UK Trade Policy Observatory (2020). The Representation of SME Interest in Free Trade Agreements: Recommendations for Best Practice.
<https://www.fsb.org.uk/resources-page/fsb-trade---tpo-report-pdf.html>
- Financial Times (2019). Australia to fast-track UK trade pact in event of no-deal Brexit -Minister pours cold water on British ambition to join TPP, 17 February 2019
<https://www.ft.com/content/ac8918d8-30e0-11e9-8744-e7016697f225>

- Financial Times (2020). Battle lines drawn on post-Brexit trade talks, 21 January 2020
<https://www.ft.com/content/f1c74d54-3b96-11ea-a01a-bae547046735>
- Financial Times (2020). Border red tape will mean 50,000 new form-fillers after Brexit, 27 February 2020
<https://www.ft.com/content/6cf7bba6-598f-11ea-abe5-8e03987b7b20>
- Financial Times (2020). Boris Johnson tees up fight over fishing in talks with EU leaders, 8 January 2020
<https://www.ft.com/content/a0190f9a-3206-11ea-a329-0bcf87a328f2>
- Financial Times (2020). Boris Johnson ready to spurn EU trade deal over rule-setting, 3 February 2020
<https://www.ft.com/content/471f0ece-4676-11ea-aeb3-955839e06441>
- Financial Times (2020). Boris Johnson's 'Australian-style deal' is 'code for no-deal', EU trade chief says, 5 February 2020
<https://www.independent.co.uk/news/uk/politics/boris-johnson-australia-trade-deal-brexit-eu-phil-hogan-a9319591.html>
- Financial Times (2020). CBI urges government to include business in post-Brexit trade talks, 13 January 2020
<https://www.ft.com/content/37b1c9b8-33c0-11ea-9703-eea0cae3f0de>
- Financial Times (2020), Forget staying close to EU after Brexit, chancellor tells business, 17 January 2020
<https://www.ft.com/content/18ddc610-3940-11ea-a6d3-9a26f8c3cba4>
- Financial Times (2020), Javid's EU divergence plans provoke industry backlash, 19 January 2020
<https://www.ft.com/content/10ec1b28-39f4-11ea-b232-000f4477fbca>
- Gasiorek, M. and Holmes, P. (2017). Grandfathering: What Appears Bilateral is Trilateral, UKTPO Briefing Paper 13.
https://blogs.sussex.ac.uk/uktpo/files/2017/12/PBriefing_13.pdf
- Gasiorek et al. (2018). Which Manufacturing Sectors are Most Vulnerable to Brexit?, UKTPO Briefing Paper 16.

<https://blogs.sussex.ac.uk/uktpo/publications/which-manufacturing-sectors-are-most-vulnerable-to-brexit/>

- Government of Canada (2020). Brexit and United Kingdom–European Union trade negotiations: Summary information for Canadian companies, 31 January 2020
<https://www.tradecommissioner.gc.ca/united-kingdom-royaume-uni/information-brexit-renseignements.aspx?lang=eng>
- HM Government (2020). The Future Relationship with the EU The UK' s Approach to Negotiations
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/868874/The_Future_Relationship_with_the_EU.pdf
- Holden, P. (2019). Finding Common Ground? European Union and European Civil Society Framing of the Role of Trade in the Sustainable Development Goals, *JCMS* 2019, 57(5) pp.956–976.
- House of Commons Foreign Affairs Committee (2019). Global Britain, Sixth Report of Session 2017-19” , 12 March 2018.
<https://publications.parliament.uk/pa/cm201719/cmselect/cmfaaff/780/780.pdf>
- House of Commons (2019). UK progress in rolling over EU trade agreements, Briefing Paper, Number 7792, 13 December 2019.
<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-7792/CBP-7792.pdf>
- Kassin, H. and Lyons, B. (2013). The New Political Economy of EU State Aid Policy, *Journal of Industry, Competition and Trade*, 2013, Vol.13(1), pp.1–21.
- Independent (2020). Boris Johnson's 'Australian-style deal' is 'code for no-deal', EU trade chief says, 5 February 2020
<https://www.independent.co.uk/news/uk/politics/boris-johnson-australia-trade-deal-brexit-eu-phil-hogan-a9319591.html>

- Independent (2020). Brexit: US insists chlorinated chicken must be on menu in any UK trade agreement, 30 January 2020
<https://www.independent.co.uk/news/uk/politics/brexit-chlorinated-chicken-us-trade-deal-boris-johnson-pompeo-trump-a9310081.html>
- Lowe, S. (2019). What a Boris Johnson EU-UK free trade agreement means for business, Centre for European Reform, 5 November 2019.
https://www.cer.eu/sites/default/files/insight_SL_5.11.19_2.pdf
- Lygate, E. et al. (2019). BREXIT Food Safety Legislation and Potential Implications for UK Trade: The Devil in the Details, UKTPO Briefing Paper No. 37.
<https://blogs.sussex.ac.uk/uktpo/files/2019/10/UKTPO-Briefing-Paper-37.pdf>
- Lygate, E. et al. (2019). Destruction of the Union: Too High a Price to Pay for a US Trade Agreement, UKTPO Briefing Paper No. 38.
<https://blogs.sussex.ac.uk/uktpo/files/2019/12/BP-38-A.pdf>
- Magntorn, J. (2018), Most Favoured Nation Clauses in EU Trade Agreements: One More Hurdle for UK Negotiators, UKTPO Briefing Paper No 25. <https://blogs.sussex.ac.uk/uktpo/files/2018/11/Briefing-paper-25-interactive1.pdf>
- Mangntorn, J. and Winters, L.A. (2018). Can CETA-Plus Solve the UK's Services Problem?, UKTPO Briefing Paper No. 18.
<https://blogs.sussex.ac.uk/uktpo/files/2018/03/BP18-10.209199781912044559.pdf>
- Morita-Jaeger, M. and Winters, L.A. (2018). The UK's Future Services Trade Deals with Non- EU countries: A reality Check, UKTPO Briefing Paper 24. <https://blogs.sussex.ac.uk/uktpo/files/2018/11/BP24-print-interactive.pdf>
- Morita-Jaeger. et al. (2019). Can the UK Do Better than Just Rolling over the Trade Agreement with Korea?, UKTPO Briefing Paper 31.
<https://blogs.sussex.ac.uk/uktpo/files/2019/06/Briefing-paper-31.pdf>

- Mulabdic, A et al. (2017). Deep Integration and UK– EU Trade Relations. Policy Research Working Paper: No. 7947. World Bank.
<http://documents.worldbank.org/curated/en/853811484835908129/pdf/WPS7947.pdf>
- Holden, P. (2019). Finding a Common Ground? European Union and European Civil Society Framing of the Role of Trade and Sustainable Development Goals, *Journal of Common Market Studies*, Vol.57(5), pp.956–976.
- Publication office of the EU, Consolidated version of the Treaty on the Functioning of the European Union – PART THREE: UNION POLICIES AND INTERNAL ACTIONS – TITLE VII: COMMON RULES ON COMPETITION, TAXATION AND APPROXIMATION OF LAWS – Chapter 1: Rules on competition – Section 2: Aids granted by States – Article 107 (ex Article 87 TEC)
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A12012E107>
- Sands, P. et al (2018). On the Rebound: Prospects for a US–UK Free Trade Agreement, M–RCBG Associate Working Paper Series | No. 89, Harvard Kennedy School and King’ s College London.
https://www.hks.harvard.edu/sites/default/files/centers/mrcbg/files/U_SUK%20FTA%20822%20MS_update.pdf
- Serwicka, I. and Tamberi, N. (2018). Not Backing Britain: FDI Inflows since the Brexit Referendum, UKTPO Briefing Paper 23.
<https://blogs.sussex.ac.uk/uktpo/files/2018/10/BP23interactive.pdf>
- Sustain (2018). UK CPTPP trade deal: response to Department for International Trade
https://www.sustainweb.org/brexit/uk_cptpp_response_to_department_for_international_trade/
- Sustain (2019). Sustain’ s Manifesto for a Better Food Britain General Election 2019.
https://www.sustainweb.org/resources/files/reports/Sustain_Election_manifesto_2019.pdf

- Szyszczak, E. (2017). State Aid is on the Agenda: Deal or No Deal” , UKTP0 Blog, 6 October 2017.
<https://blogs.sussex.ac.uk/uktpo/2017/10/06/state-aid/>
- The Parliamentary Review (2019). Aerospace industry seeks reassurances over EU regulatory alignment post-Brexit, 12 October 2019
<https://www.theparliamentaryreview.co.uk/news/aerospace-industry-seeks-reassurances-over-EU-regulatory-alignment-post-brexit>
- The UK in a Changing Europe (2019). The Economic Impact of Boris Johnson’ s Brexit proposals.
<https://ukandeu.ac.uk/wp-content/uploads/2019/10/The-economic-impact-of-Boris-Johnsons-Brexit-proposals.pdf>
- Trade Justice Movement (2018) A Trade Model That Works for Everyone, June, 2018
<https://www.tjm.org.uk/resources/briefings/a-trade-governance-model-that-works-for-everyone>
- UK Parliament (2018). The Business, Energy and Industrial Strategy (BEIS) Committee, The impact of Brexit on the pharmaceutical sector, 17 May 2018
<https://publications.parliament.uk/pa/cm201719/cmselect/cmbeis/382/382.pdf>
- USTR (2019). United States -United Kingdom Negotiations -Summary of Specific Negotiating Objectives, February 2019.
https://ustr.gov/sites/default/files/Summary_of_U.S.-UK_Negotiating_Objectives.pdf
- Velut, J. (2016). What role for Civil Society in Cross-regional Mega Deals? Comparative Analysis of EU and US Trade Policies, *Revue Interventions Economiques*, [Online], 55/2016
<https://journals.openedition.org/interventionseconomiques/2839#tocto1n4>

- Which? (2020). Ensuring Trade Deals Work for Consumers, Policy Paper, January, 2020.
<https://campaigns.which.co.uk/trade-deals/wp-content/uploads/sites/31/2020/01/5e2f163d92b97-Trade-deals-v4-2.pdf>
- Winters, A. L. (2019). Get Brexit done: An oven-ready Brexit?, UKTPO Blog, 11 December.
<https://blogs.sussex.ac.uk/uktpo/2019/12/04/get-brex-it-done-an-oven-ready-brex-it/>

【統計データ・サイト】

- ONS Pink Book 2019:
<https://www.ons.gov.uk/economy/nationalaccounts/balanceofpayments/bulletins/unitedkingdombalanceofpaymentsthepinkbook/2019>
- Geographical pattern of UK trade, House of Common, Briefing Paper 7593, November 2019.
<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-7593/CBP-7593.pdf>
- World Bank Data, Tariff rate:
<https://data.worldbank.org/indicator/TM.TAX.MRCH.WM.AR.ZS>

(註) 全 URL の最終アクセス日は、2020 年 3 月 13 日

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。
<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20190050>

「ポスト・ブレグジットの英国 歴史的転換期における国際貿易政策の行方」

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

TEL : 03-3582-5569

禁無断転載